平成24年度行政監査

「高額物品の管理および活用について」結果報告書

三 重 県 監 査 委 員

平成24年度行政監査「高額物品の管理および活用について」

目　　次

平成24年度行政監査「高額物品の管理および活用について」結果報告書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき実施した行政監査について、その結果を次のとおり報告します。

平成25年2月28日

三重県監査委員　植田十志夫
三重県監査委員　青木　謙順
三重県監査委員　後藤　健一
三重県監査委員　田中　正孝

第１　監査のテーマおよび趣旨・目的

１　監査のテーマ

「高額物品の管理および活用について」

２　監査の趣旨・目的

県が取得し、所有する財産については、必要性を検討した上で適時に適切なものを調達し、常に良好な状態において管理し、その目的に応じて最も効果的な活用をはからなければならない。

しかしながら、定期監査では、毎年度物品の管理や処分等に関する指摘事項等が散見されるほか、試験研究機関を対象とした平成22年度の包括外部監査においても同様の指摘がされている。

また、地方公共団体に新たな公会計の導入が進む中、保有資産に関する情報を正確に把握し、記録管理することの必要性が高まっているとともに、厳しい財政状況のもと、特に高額な物品については、その額に見合ったさらなる有効活用が求められていることから、高額物品の管理および活用について、経済性・効率性・有効性の観点から監査を実施した。

第２　監査の概要

１　監査対象物品

監査対象物品を選定するにあたり、まず「高額物品」を特定するため、

ア　三重県会計規則等で「重要物品」とされる、取得価格(評価額※)が1,000万円以上

の物品

イ　「財務会計システム」（知事部局、教育委員会、警察本部）または「固定資産台帳（有形固定資産明細書）」（企業庁、病院事業庁）に、取得価格（評価額）が 500 万円以上で登録されている備品

を抽出した結果、1,134 件（13,920,101,132 円）を「高額物品」として把握した。

ただし、抽出にあたって、以下の①～⑤については、除外した。

① 防災無線設備等、他団体（市町等）の施設と一体となって設置（固定）されているもの
② 情報システム（ソフトウェアが主体となっているもの）
③ 取得価格（評価額）が 1,000 万円未満の美術工芸品
④ 企業庁については、固定資産のうち「工具器具及び備品」以外のもの
⑤ 病院事業庁については、固定資産のうち「器械備品」以外のもの

次に、各部局に対し、これら「高額物品」の概要（契約方法、利用状況）等に関する調査を実施し、提出された調査票をもとに、主として

① 23 年度の利用実績のやや低い（50 日未満）もの
② 21～23 年度において緊急経済対策等により購入したもの
③ 取得価格（評価額）が高額なもの

を中心に、所管部局のバランスを考慮し、１機関 30 件を上限として、計 440 件（取得価格合計：8,356,892,545 円）を抽出し、監査対象物品とした。

なお、このうち美術館の美術工芸品については、取得年度別に 3 グループ（①～平成元年、②2 年～11 年、③12 年～）に分け、各グループから取得価格（評価額）の高い順に上位 10 件、計 30 件を監査対象物品として選定した。

※評価額

会計管理者または出納員は、物品を購入したとき、保管転換により受け入れたとき、寄付等により取得したときにおいては、物品の購入価格または評価額を物品管理台帳等に記載しなければならない。（三重県会計規則第 106 条）

価格の表示は、そのものの価値を明確にするために行われるが、購入価格によらない場合にあっては仮に購入する想定のもとに評価することになる。なお、適切な評価の基準がない場合は、予定価格調査に準じて行うこととなっている。

＜注＞

この監査結果報告書において、「物品」、「備品」、「重要物品」および「高額物品」の定義は、次のとおりである。

○　物　品　（地方自治法第 239 条）

地方公共団体の所有に属する動産で、現金（現金に代えて納付される証券を含む。）、公有財産および基金に属するもの以外のものおよび地方公共団体が使用のために保管する動産（政令で定める動産を除く。）をいう。

○　備　品　（三重県会計規則運用方針第 98 条関係）

物品のうち、その形状または性質を変更することなく比較的長期間にわたって使用に耐える物で、購入価格または評価額が 5 万円以上のものとする。ただし、次に掲げるものにあっては、金額にかかわらず備品とする。

ア　公印、焼印、証印および検印その他これに類する印章類

イ　図書館等における閲覧用図書（発刊周期が 1 年以下の定期刊行物は除く。）

ウ　美術館、斎宮歴史博物館等における貸出しまたは展示を目的とする収蔵資料

エ　国庫補助金等で取得した物品で他の法令等により備品とされているもの

オ　パーソナルコンピュータ、サーバおよび外付け型記憶装置

カ　その他所属の長が必要と認めるもの

○　重要物品　（三重県会計規則第 120 条）

物品のうち、購入価格または取得による評価額が一物品につき 1,000 万円以上のもの

○　高額物品　（監査実施にあたり定めた定義）

重要物品に加えて、取得価格が 500 万円以上の備品

【監査対象機関別の監査対象物品数および取得価格（評価額）】

部 局 名	監査対象機関数		監査対象物品数		取得価格（評価額）	
		うち実地調査		うち実地調査		うち実地調査
防災対策部	2	2	19	5	459,129,875 円	143,990,500 円
戦略企画部	2	0	4	0	25,642,809 円	0 円
総務部	1	0	1	0	37,600,000 円	0 円
健康福祉部	10	5	44	10	487,289,766 円	113,633,296 円
環境生活部	5	5	70	20	3,816,107,799 円	2,139,662,368 円
地域連携部	3	2	12	2	135,015,060 円	17,912,990 円
農林水産部	9	5	50	14	505,206,694 円	150,548,714 円
雇用経済部	3	2	42	11	460,950,787 円	103,024,900 円
県土整備部	3	2	9	2	85,518,140 円	20,400,000 円
議会事務局	1	0	1	0	24,720,000 円	0 円
企業庁	3	3	10	3	148,795,333 円	54,000,000 円
病院事業庁	3	1	30	3	327,791,477 円	19,340,000 円
教育委員会	37	11	130	28	1,476,937,433 円	283,997,475 円
警察本部	5	1	18	2	366,187,372 円	17,612,400 円
計	87	39	440	100	8,356,892,545 円	3,064,122,643 円

【分類別の監査対象物品数および取得価格（評価額）】

分　類　名	監査対象物品数		取得価格（評価額）	
		うち実地調査		うち実地調査
家具、インテリア、電化製品類	1	0	47,895,000 円	0 円
文房具、文具機器、通信・電子機器類	19	2	223,659,283 円	25,750,000 円
音響、照明、写真、光学用具類	21	5	340,383,100 円	96,561,700 円
測定測量、標示、鑑定、分析試験、標本類	119	29	1,463,784,345 円	343,536,450 円
製作用具、産業機械類	25	5	241,457,134 円	42,853,000 円
体育、厚生、楽器類	22	1	237,428,104 円	6,800,000 円
衛生、医療器具、厨具類	44	8	479,006,577 円	70,800,450 円
車両運搬具船舶類	27	6	532,344,014 円	149,602,900 円
美術工芸	46	17	3,335,796,708 円	2,065,765,668 円
教材類	111	26	1,281,052,780 円	250,452,475 円
その他（備品）	5	1	174,085,500 円	12,000,000 円
計	440	100	8,356,892,545 円	3,064,122,643 円

2　監査対象機関

監査の対象機関は、監査対象物品を所管する県の機関とした。

3　監査実施期間

平成 24 年 4 月から 25 年 2 月までの間に実施した。

4　監査実施方法

選定した監査対象物品（440 件）について、事前に各監査対象機関に対し、監査調書の提出を求め、その概要を把握した。

さらに監査対象物品のうち、

①　23 年度の利用実績のやや低い（50 日未満）もの

②　21～23 年度において緊急経済対策等により購入したもの

③　取得価格（評価額）が高額なもの

から 2 つ以上に該当するものを中心に、所管部局のバランスを考慮し、100 件（取得価格合計：3,064,122,643 円）を抽出して、監査委員事務局職員による実地調査（以下、「実地調査」という。）を行い、これらの結果をふまえ監査を実施した。

５　関係人調査

監査対象物品のうち、県の公の施設内にあり、現在、指定管理者が管理している物品の状況について、当該指定管理者に対し、関係人調査を行った。

①　社会福祉法人三重県厚生事業団（身体障害者総合福祉センター）
②　公益財団法人三重こどもわかもの育成財団（みえこどもの城）
③　公益財団法人三重県文化振興事業団（総合文化センター）
④　伊賀市（ゆめドームうえの）
⑤　三重県体育協会グループ（総合競技場）
⑥　財団法人三重県下水道公社（三重県流域下水道施設）

６　監査の着眼点

(1)　高額物品の取得
・　取得の目的および必要性は十分に検討されているか。
・　経済性と利用頻度の観点から購入と賃借の比較検討がなされているか。
・　機種の選定にあたり、利用日数や維持管理費等が事前に十分検討されているか。

(2)　高額物品の管理
・　基本的な情報の登録は適正に行われているか。
・　亡失等することなく実在しているか。
・　法定点検や自主点検等の保守管理は適正に行われているか。
・　セット品の管理は適正に行われているか。
・　補助金で取得した高額物品の管理は適正に行われているか。
・　処分手続きは適正か。
・　防災対策は実施されているか。
・　利用状況の把握は行われているか。

(3)　高額物品の活用
・　利用実績はどの程度になっているか。
・　活用できる職員は複数存在するか。
・　活用に適した場所に設置されているか。
・　遊休状態の物品の情報提供・再利用は適切に行われているか。
・　県の他の機関や団体等と連携するなど有効活用がはかられているか。
・　物品の機能や、取得目的の達成状況などの評価は行われているか。

第３　監査の結果

１　総括意見

○　現状

地方公共団体の資産・債務管理については、「地方公共団体における行財政改革の更なる推進のための指針」（平成 18 年 8 月 31 日総務事務次官通知）において、地方公共団体に対して、地方公共団体の資産に関する改革の方向性や改革を推進するための施策を策定することが求められたところである。

これを受け本県でも、県有財産のうち土地、建物については、「みえ県有財産利活用方針」（平成 24 年 3 月）により、未利用の県有財産の有効活用、県有施設などの長寿命化および施設保全コストの平準化等を推進している。

一方、高額物品についても、各業務において一定の行政目的を達成するために調達されてきたところであり、土地、建物と同様に貴重な財源を投入された財産であることから、管理、活用の改善に一層積極的に取り組むことが求められている。

○　課題

県有財産の有効活用の基本理念は、地方自治法第 2 条第 14 項において規定されているように、「地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるように」とされていることから、財政状況の大変厳しい中、高額物品はより経済的、効率的に取得し、最大限有効に活用しなければならない。

今回監査対象とした高額物品については、おおむね適正な管理がなされていたが、「第３　２　着眼点別の状況および意見」および「第３　３　各監査対象機関に対する意見」において述べたとおり、一部において、物品管理事務が不備なもの、今後の利用見込みもなく不用となっているが、費用面等から処分が進んでいないもの、故障、陳腐化などにより、遊休化して利用が低調なもの、当初の取得目的は達成されたものの、他の用途に転用をはかるなどその後の活用が十分にはかられていないものなど、改善または検討を要するものが見受けられる状況にある。

○　要因

こうした背景には、近年の厳しい財政状況から、物品の新規購入、更新や廃棄処分に要する費用が捻出できなくなっていること、技術革新が進み、パソコン等で制御さ

れる物品が増加したため、短期間に陳腐化すること、公会計改革は進みつつあるものの、コスト情報や資産等のストック情報が決算と直接結びつかないため、職員の資産（物品）管理におけるコスト意識が希薄になりがちであること等の要因があるものと考えられる。

○　今後の対応

このような状況をふまえ、今後、高額物品の取得、管理および活用にあたっては、特に以下の点に留意し、経済的、効率的かつ効果的に取り組まれたい。

また、今回の監査対象とならなかった物品についても、同様に改善または検討を要するものが少なくないと考えられるので、この機会に再点検し、適切な措置を講じられたい。

１　高額物品の取得について

取得目的を明確にした上で、購入を前提とするのではなく、ライフサイクルコスト（※）を算定し、賃借や外部委託との比較検討を行うなど、計画的、効率的な取得に努めること。

２　高額物品の管理について

三重県会計規則等の関係法令を遵守した事務処理を徹底し、一層適正な管理に努めるとともに、物品の管理状況および利用状況等の点検（自己点検）を的確に実施し、未利用・低利用の物品など課題を有する物品の把握に努めること。

３　高額物品の活用について

県内各試験研究機関、国、他都道府県、大学等が連携し、所有する物品の情報共有をはかるとともに、各々が強みを生かした物品整備を行い、互いに融通し合うことにより、経済的、効率的かつ効果的に高額物品の活用をはかっていくしくみづくりを検討すること。

４　利用見込みのない物品の処分について

実地調査を行った物品 100 件のうち 47 件については、平成 23 年度の利用日数が 0 日で、大半は今後の利用見込みがないまま、処分が進まず放置されていた。こう

した物品は、今後も増加することが予想され、作業環境の狭あい化や防災面での問題等が発生するおそれもある。

　このため、利用見込みのない物品の売払、譲渡または廃棄等の処分に係るルールや手順を明確にするなどのしくみづくりを検討するとともに、必要となる財源の確保に努め、個々の所属だけではなく、県全体で利用見込みのない物品の処分に努めること。

最後に、本監査結果および意見に十分留意の上、職員一人ひとりが、高額物品は、各所管部局にとどまらず県全体の貴重な財産であることを改めて自覚し、その管理および活用などについて適切に対応することにより、高額物品の機能・役割が十分に果たされるよう期待するものである。

※ライフサイクルコスト

　施設等を企画・設計・建築し、維持管理して、最後に解体・廃棄するまでの施設等の全生涯に要する費用の総額をいう。

2　着眼点別の状況および意見

着眼点別の状況および意見については、以下のとおりである。なお、推奨できる事例や他の所属で活用できる事例等がある場合は、各意見の末尾に記載したので参考にされたい。

【取得について】

(1)　取得計画について

意見
●　中長期的な事業計画等をもとに、当該事業計画遂行に必要となる物品の整備計画等を策定するなど、取得目的を明確にした上で、計画的、効率的な取得に努められたい。

（状況）

高額物品を取得するにあたっての取得計画の作成状況については、以下のとおりであった。

	取得計画の作成あり	取得計画の作成なし	不　明
監査対象物品（440 件）	171 件	28 件	241 件
うち実地調査対象（100 件）	42 件	10 件	48 件

※　「不明」とされた物品については、既に文書保存期間が経過し、取得当時の書類等が残っていないため、当時の状況が把握できなかったものである。（以下同じ。）

なお、実地調査において、作成されていた取得計画を確認したところ、以下のような状況であった。

＜県立学校＞

各校とも、毎年度 5、6 月頃に行われる次年度の産業教育振興費等の採択に係る県教委の聴取に合わせ、各学科が取得を希望する物品名や優先順位などの要望をあげ、集約化したリストを学校長等の決裁（必要に応じ調整を実施）を経て作成し、県教委へ提出している。

各学科においては、今後の必要性や現有物品の状況等を考慮し、物品の取得・更新について科内会議等で検討し要望しており、当該リストが学校全体で策定する「取得計画」「更新計画」に相当するものとなっている。

＜公設試験研究機関＞
　毎年度の予算要求時に、更新を要望する物品、試験研究に必要な物品等を集約し、整備の優先順位を設定したリストを作成し、所管部に提出・要望しており、当該リストが各試験研究機関としての「取得計画」「更新計画」に相当するものとなっている。

　近年の厳しい財政状況の中では、新たな物品等の取得や一律の更新は相当困難な状況にあるため、上記のリストについても毎年同じ物品がリスト化される状態が続いており、緻密な取得計画を策定することの意義が薄れている状況となっている。
　しかしながら、厳しい財政状況であるがゆえに、より一層経済的かつ効率的な予算の執行が求められているところである。
　このため、物品の購入および更新にあたっては、教育カリキュラムや中長期・短期の研究計画等、各機関の事業計画をもとに、外部委託や他機関との共同利用・相互利用の可能性など多角的に検討した上で、必要とする物品の整備計画を立案し、経済的かつ効率的に物品を取得するべきである。
　また、その際は、国や各団体の外部資金の導入の可能性についても十分検討しておく必要がある。

(2)　取得時の比較検討について

意見

●　高額物品の取得の際には、購入を前提とするのではなく、経済性・効率性や費用対効果の観点から、利用目的、利用期間、物品等の技術進歩の状況のほか、維持管理費、利用後の処分等、ライフサイクルコストも考慮の上、賃借や外部委託との比較検討を実施されたい。
**　また、「みえ・グリーン購入基本方針」に基づき、省エネ型機器等の導入を促進することにより、エネルギー消費量等の環境負荷の低減をはかられたい。**

（状況）
　高額物品を取得（購入）するにあたっての賃借等との比較検討の実施状況については、以下のとおりであった。

	賃借等との比較検討あり	比較検討なし	不　明
監査対象物品（440件）	35件	152件	253件
うち実地調査対象（100件）	6件	39件	55件

　賃借等との比較検討を実施していないものについては、国庫補助事業による取得であるため購入が前提となっているもの、特殊な物品であるため賃借や外部委託ができ

ないもの、外部からの依頼試験用等のため所有していなければならないものなど、合理的な理由が認められた。

物品によっては、一定期間は頻繁に利用するが、その後は利用頻度が激減するもの、パソコンのＯＳ等の技術進歩により比較的短期間で陳腐化するもの、廃棄等の際に多額の撤去費用がかかる等の理由により処分に苦慮するものなど、購入することによって経済的な負担が大きくなる場合がある。

一方、賃借については、利用期間によって割高になる場合や複数年で予算を確保することが難しいなどの問題があり、外部委託については、委託した以外の業務に関する柔軟な対応が難しいなどの問題がある。

実地調査を実施した機関においては、

① 近年、国庫補助事業であっても賃借が認められるものが増えてきたため、購入との比較検討を行っている機関

② 試験研究のテーマの検討過程において、大学や他の研究所から試験研究に必要な物品を借用できないか、あるいは研究過程における一部の試験・分析業務を外部委託できないか等について検討している機関

などもあることから、高額物品の取得の際には、単純に購入を前提とするのではなく、利用目的、利用期間、物品等の技術進歩の状況のほか、維持管理費、利用後の処分等、物品のライフサイクルコストも考慮の上、賃借や外部委託との比較検討を実施する必要がある。

参考事例

①〈津高等技術学校〉

厚生労働省の補助制度上、整備機器の賃借は可能であり、また、本庁からも賃借を検討するよう指示があるため、利用期間等をふまえて、賃借の場合の金額等について、物品の取扱代理店に確認している。（電話等による確認であり、比較検討の結果を書面として残してはいない。）

②〈畜産研究所〉

試験研究のテーマの検討過程において、大学や他の研究所から試験研究に必要な物品を借用できないか、あるいは外部委託により研究できないか等について検討している。

【管理について】

(1)　財務会計システムへの情報登録等について

意見
●　物品の受入れや払出しの際には財務会計システムへの登録等を確実に行い、保管している物品への物品標示票の貼付を徹底するとともに、毎年度実施している現品照合をより的確に行い、不突合等を確認した際は、これを確実かつ速やかに是正されたい。

（状況）

監査対象物品を選定するにあたり、各部局に対して実施した事前調査において、過年度に廃棄等がなされ、実在しないにもかかわらず財務会計システム等には登録されたままになっているもの（11件）、あるいは過年度に取得されたにもかかわらず財務会計システム等には登録されていないもの（18件）が見受けられた。

また、実地調査においては、取得年月日や設置場所等、財務会計システム等の登録情報と実際の状態が一致していないもののほか、物品標示票が貼付されていないものが見受けられた。

三重県会計規則および同運用方針によると「出納員は、物品管理台帳又は物品出納簿を備え、物品を出納したときには原則としてその都度記載し、その出納を明らかにしなければならない。これらは、実務においては財務会計システムへの登録等により行うことになる。」とされており、また、保管については、「備品にあっては物品標示票をはり付けなければならない。」とされている。

このため、物品の受入れや払出しが生じた際には財務会計システムへの登録等を確実に行い、保管している物品への物品標示票の貼付を徹底するとともに、定期的に現品照合を行うなど、自己検査を的確に行うことにより、現在残高と帳簿残高を確認し、適正に管理する必要がある。

＜参考：三重県会計規則＞

（物品の出納の記載）

第105条　会計管理者又は出納員は、次に掲げる物品の受入れ又は払出しをしたときは、出納の根拠となる書類によって、その都度物品管理台帳（第60号様式）又は物品出納簿（第61号様式）に記載しなければならない。

一　購入又は取得後会計管理者又は出納員において在庫として保管する物品

二　備品

三　動物（消耗品に区分したものを除く。）

四　生産物（生産報告後直ちに処分するものを除く。）

五　郵券証紙類

六　不用物品

七　県有外物品（公営物産等陳列場における受寄物品、県税の差押え物品及び試験研究を依頼された物品を除く。）

2　会計管理者又は出納員は、前項各号に掲げる物品以外の物品の受入れ又は払出しをしたときは、物品出納通知書（第 59 号様式）等に出納の記載をしなければならない。

＜参考：三重県会計規則運用方針＞

第 105 条関係

（解釈）

1　出納員は、物品管理台帳（第 60 号様式）又は物品出納簿（第 61 号様式）を備え、物品を出納したときには原則としてその都度記載し、その出納を明らかにしなければならない。これらは、実務においては財務会計システムへの登録等により行うことになる。

2　規則第 103 条第 3 項に規定する口頭による出納の通知を行った場合には、別途起案文書（物品購入等簡易伺簿）、検査記録調書又は資金前途交付伺等に出納の記載を行うものとする。

3　第 1 項に規定する「出納の根拠となる書類」及び第 2 項に規定する「物品出納通知書等」とは、物品の出納に関する書類一覧（別表 6）に掲載する各書類をいう。また、第 1 項第 1 号に規定する「在庫として保管する物品」とは、3 か月以上保管するものをいう。

4～17　（略）

＜参考：三重県会計規則＞

（保管）

第 107 条　次の各号に掲げる物品は、当該各号に定める者が善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

一　供用物品　使用主任者又は供用物品を使用中の職員

二　在庫物品　会計管理者又は出納員

2　前項に規定する物品のうち、備品にあっては物品標示票（第 63 号様式）をはり付けなければならない。ただし、これにより難いときは、省略すること又は他の標示等に代えることができる。

物品標示票様式（第 63 号様式）

<table>
<tr><td colspan="2">物 品 標 示 票</td></tr>
<tr><td colspan="2">（品　名）
○○○○分析装置</td></tr>
<tr><td>（大分類名称）
備　品</td><td>（管理番号）
05000008XXX1</td></tr>
</table>

（縦 46㎜×横 64㎜）

＜参考：三重県会計規則＞

（自己検査）

第 127 条　所属の長は、次に掲げる会計事務及びこれに附帯する事務について、自ら検査を行わなければならない。

一～八　（略）

九　物品の出納保管の適否

十～十二　（略）

(2)　管理体制について

ア　操作マニュアルの整備等

意見

●　操作可能職員の異動等や緊急に稼働させる必要がある場合などに備え、操作方法等の確実な引継を行うとともに、取扱説明書の適切な保管や組織的に共有できる操作マニュアルの整備等を行われたい。

（状況）

物品の操作マニュアル等の整備状況については、以下のとおりであった。

	メーカー等の取扱説明書あり	所属で作成したマニュアルあり	マニュアルなし
監査対象物品（394 件）	301 件	73 件	60 件
うち実地調査対象（83 件）	63 件	12 件	14 件

※　美術工芸品を除く。取扱説明書、所属作成マニュアル両方が整備されているものを含む。

実地調査において、取扱説明書や操作マニュアルが整備されていないため利用できなくなっている物品が見受けられた。

操作可能職員が少ない場合には、当該職員の異動等の際、取扱説明書や操作方法等について確実な引継がなされないと、そのまま利用されなくなり、物品が放置されてしまうことが考えられる。

また、操作可能職員が不在の際に緊急に稼動させる必要がある場合も考えられる。

一方、実地調査において、物品の納品時にメーカーの担当者から操作方法やメンテナンスの方法等について講習を受け、その様子をビデオで撮影して保管しているものや、頻繁に利用する機能の操作方法や注意点等を要約したマニュアルを独自に作成しているものなど、操作可能職員の異動等があった場合にも、組織として対応できるような対策が取られている機関も見受けられた。

こうしたことから、操作方法等の確実な引継を行うとともに、取扱説明書の適切な保管や組織的に共有できる操作マニュアルの整備等を行う必要がある。

参考事例

① 160 無煙無臭焼却炉〈中央家畜保健衛生所〉
写真入りの操作マニュアルを所属で作成し、物品に備え付けている。
また、各備品の配置場所を番号で示した資料を作成している。

② 239 材料試験機〈津高等技術学校〉
所属で作成したマニュアルには、頻繁に利用する機能の操作方法や注意点等が要約されている。また、納品時に操作方法やメンテナンスの方法について、メーカーから講習を受け、その様子をビデオで撮影して保管している。

③ 386 レーザー加工実習システム〈伊勢工業高等学校〉
納品時に操作方法やメンテナンスの方法について、メーカーから講習を受け、その様子をビデオで撮影して保管している。

④ 387 万能材料試験機〈伊勢工業高等学校〉
特に頻繁に利用する機能の操作方法についてノートに書き出し、物品に備え付けている。

イ　県の機関以外に設置する場合の手続き

意見
●　物品を県の機関以外に設置して利用する場合は、物品の利用、維持管理および毀損の場合の責任負担等、必要な事項を定めた上で行われたい。 また、無償貸付等である場合には「財産の交換、無償譲渡、無償貸付等に関する条例」および「三重県会計規則」に基づき適正に処理されたい。

（状況）

たい肥成型機械（農林水産部）については、実証試験実施の際に県の機関以外に設置しているにもかかわらず、利用や維持管理等について、特段の手続きを経ることなく行われていた。

物品を県の機関以外に設置して利用する場合、物品が県の管理下から離れることから、物品の利用（目的外での利用禁止等）、維持管理（善管注意義務等）および毀損の場合の責任負担等、必要な事項を当事者間で定めておく必要がある。

また、財産の交換、無償譲渡、無償貸付等に関する条例において、「公益上必要があるときは、他の地方公共団体その他公共団体又は私人に無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる」と定められており、三重県会計規則において、その際の手続きが定められていることから、物品の無償貸付等を行う場合には、当

該手続きを適正に行う必要がある。

＜参考：財産の交換、無償譲渡、無償貸付等に関する条例＞
（物品の無償貸付け又は減額貸付け）
第８条　物品は、公益上必要があるときは、他の地方公共団体その他公共団体又は私人に無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

＜参考：三重県会計規則＞
（物品の無償貸付け又は減額貸付け）
第 113 条　条例第８条の規定により物品を無償又は時価より低い価額で貸付けを受けようとする者は、物品無償（減額）貸付申請書（第 73 号様式）を知事に提出しなければならない。
２　貸付期間は、特別な理由がある場合を除き、当該物品の貸付けを行う日の属する年度を越えない範囲内においてその必要な期間とする。

(3)　点検について

ア　定期点検の適正な実施

意見
●　**法令等で義務付けられている定期点検については、適正に実施されたい。**

（状況）

法定点検が必要な物品および点検の実施状況については、以下のとおりであった。

	法定点検が必要	実施している	実施していない
監査対象物品（440 件）	32 件	26 件	6 件
うち実地調査対象（100 件）	6 件	4 件	2 件

※　主な法定点検の根拠法令（法律のみ記載し、政省令は省略）

根拠法令	対象となる物品例
道路運送車両法	自動車
船舶安全法	船舶
労働安全衛生法	高圧蒸気滅菌器、蒸気原動機実験装置、 高温高圧レトルト滅菌装置、ボイラー、 酸化エチレンガス滅菌装置、薬剤注入缶、排水処理装置

ダイオキシン類対策特別措置法	焼却炉
医療法	透析用監視装置
電気事業法	防災無線用自動発動発電装置

道路運送車両法において、使用者は自動車の種類ごとに定期点検を実施しなければならないことが定められている。

しかし、実地調査においては、当該点検が義務付けられているにもかかわらず、実施していないものが見受けられた。（なお、同法に定められている自動車の検査（車検）についてはいずれも実施されていた。）

このほかにも、さまざまな法令により点検義務等が課せられている場合があるので、各物品の管理を実施するにあたっては、関係法令を遵守し、点検漏れのないよう留意する必要がある。

＜参考：道路運送車両法＞

（定期点検整備）

第 48 条　自動車（小型特殊自動車を除く。以下この項、次条第 1 項及び第 54 条第 4 項において同じ。）の使用者は、次の各号に掲げる自動車について、それぞれ当該各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

一　自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量 8 トン以上の自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車　3 月

二　道路運送法第 78 条第 2 号 に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車（国土交通省令で定めるものを除く。）、同法第 80 条第 1 項 の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車（前号に掲げる自家用自動車を除く。）　6 月

三　前 2 号に掲げる自動車以外の自動車　1 年

２　（略）

イ　点検の必要性

意見
●　利用頻度の低い物品の点検については、その必要性、実施頻度等を十分検討の上、効率的に実施されたい。

（状況）

実地調査において、全く利用されていないにもかかわらず、外部委託による保守点検を毎年実施している物品が見受けられた。

当該物品は指定管理者の管理備品であり、基本協定書において保守点検が義務付け

られているものであるが、現在の利用状況や設置上の安全性等を考慮しても、必要性が高いとはいえない。

こうしたことから、利用頻度の低い物品については、保守点検の必要性、実施頻度等を十分検討する必要がある。

(4)　セット品について

ア　単体管理

意見
●　一式管理できる要件を満たしていない物品については、財務会計システムへの登録や物品標示票の貼付等、個々の機器ごとに適正に管理されたい。

（状況）

実地調査において、財務会計システム上は「一式」で登録されているが、一式管理できる要件（三重県会計規則運用方針第105条関係）を満たしていない物品が見受けられた。

物品の一式管理は、物品登録の例外であることから、要件を満たさないものについては、原則どおり、財務会計システムへの登録や物品標示票の貼付等、個々の機器ごとに適正に管理する必要がある。

＜参考：三重県会計規則運用方針＞
第105条関係
１～３　（略）
（物品登録の単位）
４　物品登録の単位は、原則として物理的に独立した1個の物を1単位とするが、次の条件を全て満たす場合は、複数の機器全体を「一式」として管理することができる。
　ア　付属機器が本体機器にとって必要不可欠な基本機器であること。
　イ　複数の機器が接続されることにより一つの機能を発揮していること。
　ウ　付属機器が本体機器と供用されており、単独で使用できないこと。
５～17　（略）

イ　セット品の適正な管理

意見
●　構成機器の特定が困難なセット品については、個々の機器を補助簿に記録したり、個々の機器全てに枝番をつけた物品標示票等を貼付するなど、容易に構成機器を特定できるよう管理されたい。

※セット品

三重県会計規則運用方針に基づき、複数の機器全体を「一式」として管理することができる物品をいう。

（状況）

実地調査において、財務会計システム上はセット品（一式）として管理しているものの、担当者以外がセット品の構成機器を特定することが困難なものが見受けられた。

セット品の構成機器を特定できない場合、適正な現品照合が困難なほか、一部が亡失等した場合の把握が困難であり、また、担当者の異動等により、構成機器が散逸することも考えられる。

こうしたことから、現行の三重県会計規則では、構成機器の内訳まで記載することは義務付けられていないものの、セット品については、個々の機器を補助簿に記録したり、個々の機器全てに枝番をつけた物品標示票や所属独自で作成したシール等を貼付するなど、担当者以外でも容易に構成機器を特定できるような管理を行う必要がある。

(5)　補助金で取得した物品の管理について

意見
●　国庫補助金等で取得した物品について、要綱等で定められている台帳等の整備が不十分な機関があったので、今後適正に処理されたい。

（状況）

国庫補助金や外部資金等を財源として購入した物品については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律や各補助金の要綱等においてさまざまな制約が課されている場合があるが、実地調査において、要綱等で作成が義務付けられている台帳の整備が不十分であった事例や、国庫補助等の対象物品である旨を標示する証票（シール）の貼付等がされていなかった事例が見受けられた。

補助金等で取得した物品については、要綱等に基づき、補助金に関する情報（所管官庁、補助金名、交付年度、取得年月日、耐用年数等）を組織として適正に記録・管理し、物品には証票（シール）を貼付しておく必要がある。

(6)　物品の処分状況について

意見
●　物品の処分を行う際には、「三重県会計規則」等の規定に基づき適正に行われたい。

（状況）

三重県会計規則および三重県病院事業庁会計規程では、物品を処分する際の手続きが定められているが、実地調査において、当該手続きを経ることなく処分されているものが見受けられた。

この結果、処分されたにもかかわらず、財務会計システム等に登録されたままとなっており、実際の状況と不突合が生じていた。

＜参考：三重県会計規則＞

（不用物品の通知）

第 116 条　会計管理者又は出納員は、その保管に係る物品のうち使用する見込みのないものについて、当該所属の長又は出張所の長に対しその旨を通知しなければならない。

２　出張所の長は、前項の規定により通知を受けた物品のうち、使用する見込みがないと認めたものについては、会計管理者又は出納員に保管転換をさせなければならない。

（不用物品の決定及び処分）

第 117 条　所属の長は、前条の規定による通知又は保管転換を受けた物品（生産物等を除く。）のうち保管転換若しくは分類換えによっても適切な使用ができないと認めたとき又は修理の価値がないと認めたときは、物品不用決定・分類換決議書（第 67 号様式）により不用の決定をし、不用物品に分類換えをするとともに、処分決議書（第 69 号様式）により売り払い、又は廃棄しなければならない。

２　第 111 条又は第 112 条の規定により物品の交換又は譲渡をする場合は、当該物品（交換により取得する物品を除く。）について前項の規定に準じて不用の決定をしなければならない。

３　所属の長は、第 115 条の規定により返納を受けた物品のうち県の所有に属しないもので、所有者に返還すべきものがあるときは、速やかにその手続をしなければならない。

＜参考：三重県病院事業庁会計規程＞

（処分）

第 118 条　所属長は、その所掌する固定資産を売却し、撤去し、又は廃棄する必要がある場合には、事業庁長に報告しなければならない。ただし、取得価額が少額であるなど重要性の低いものにあっては、この限りではない。

(7)　防災対策について

意見
●　机上等に設置してある中型・小型の高額物品について、床面に設置してある大型の物品に比較し、落下防止等の防災（地震）対策が講じられていない機関が多数見受けられるので、今後は金具等で固定するなど適切な防災対策を講じられたい。

（状況）
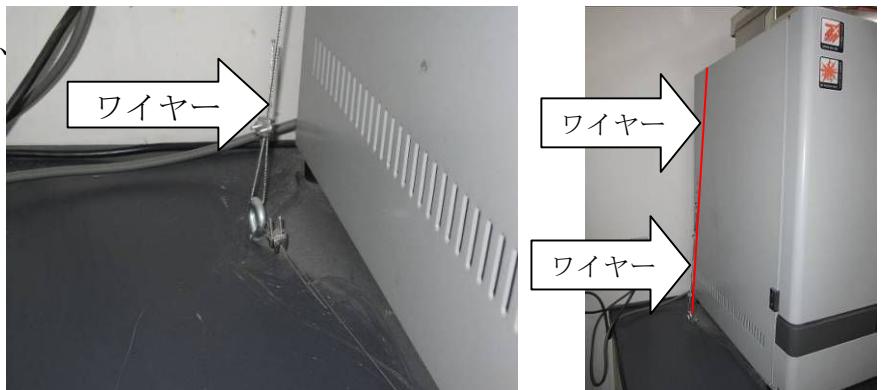
東日本大震災では、東北地方の公設試験研究機関において、机上に設置してあった試験研究機器が落下により損壊し、研究活動に多大な影響を及ぼしている。

床面に設置してある高額物品については、アンカーボルトや、転倒防止金具等で固定されているなど、防災対策が取られているものもあるが、机上に設置してある中型・小型の高額物品については、ほとんどの機関において特段の防災対策が講じられていなかった。

参考事例

〈畜産研究所〉

阪神淡路大震災以降、転倒や落下のおそれがある一部の研究機器について、ワイヤー等で固定して、落下防止等をはかるなどの防災対策を講じている。

(8)　利用状況の把握について

意見
●　物品の効果的な活用や遊休状態の物品の把握をはかる上で、利用状況の記録は重要であるため、特に高額物品については、利用記録簿を備えるなど、利用状況を的確に把握、検証するしくみづくりを検討されたい。

（状況）

物品の利用状況の把握については、以下のとおりであった。

	利用状況の記録あり	利用状況の記録なし
監査対象物品（440件）	104件	336件
うち実地調査対象（100件）	21件	79件

利用状況の記録がないもののうち、記録していない理由については、下表のとおり「スケジュール表など他の間接的資料により利用状況が推測できるため」が多数を占めている。その他の主なものは、「利用していないため」、「非常用のため」等であった。

利用状況の記録については、取得後の利用状況を確認するルールがなく、必ずしも義務付けされているものではないが、物品の更新、修理、処分などについて検討する際の重要なデータとなり得るので、取得後の利用状況を検証するしくみづくりを検討する必要がある。

	毎日利用しているため、記録の必要なし	スケジュール表等、他の間接的資料で利用状況が推測できる	その他
監査対象物品（336件）	39件	206件	91件
うち実地調査対象（79件）	1件	44件	34件

参考事例

〈工業研究所〉

機器開放業務について、ISO9001の認証登録（平成22年更新済）を受けており、「機器設備データベース」を作成して所属のホームページで公表する一方、個々の機器について利用記録簿を作成し、利用状況の把握に努めている。

(9) その他

ア　物品の損傷等

意見
●　防災啓発車については、接触等による損傷が多発しているので、運行管理に十分留意し、職員の安全意識および県有財産管理意識の高揚をはかるなど、再発防止に努められたい。

（状況）

防災啓発車４台のうち、実地調査対象の１台を含めた３台については、派遣先の学校等において、フェンスや校門等、構造物への接触などによる車両の損傷が直近３か年で６件発生していた。

イ　収蔵品の管理

意見
●　**収蔵品については、展示記録、貸出記録、点検記録および修繕記録等の履歴全体が、個々の収蔵品ごとに確認できるよう管理されたい。**

（状況）

博物館の収蔵品については、移動展示を含めた展示記録、貸出記録、点検記録や修繕記録は、展示や貸出等の際の復命書で確認できるものの、一覧表等により、履歴全体が個々の収蔵品ごとに確認できる状態で管理されていなかった。

また、斎宮歴史博物館の収蔵品については、展示記録や貸出記録は、表計算ソフトにより収蔵品ごとに一覧表で管理されているが、修繕記録は、修繕実施に係る関係書類で状況を確認できるものの、履歴全体が個々の収蔵品ごとに確認できる状態で管理されていなかった。

美術工芸品を効果的に活用する観点から、個々の収蔵品ごとに展示や貸出の履歴を把握することは重要であり、展示機会等の少ない資料の活用方法の検討にも生かすことができると考えられる。

また、点検や修繕の履歴を把握することも、収蔵品を適正に管理していく上で重要であると考えられる。

こうしたことから、個々の収蔵品ごとにデータベース化し、展示記録、貸出記録、点検記録や修繕記録等の履歴全体が確認できるよう管理する必要がある。

参考事例

〈美術館〉

独自に作成した収蔵品管理システム（収蔵品データベース）により、全ての収蔵品について、作品の詳細情報、移動美術館を含めた展示記録、貸出記録、修繕記録等の履歴全体が確認できるよう管理されている。また、収蔵品を貸し出す際には、「貸出作品一覧表」に作品名、相手先名、貸出期間、展覧会名等を記載して管理するとともに、収蔵品ごとに外観上の傷や汚れ等を詳細に図示した資料を作成し、返却後に異常がないかどうかのチェックを行っている。

ウ　収蔵庫の整理

意見
●　今後の収蔵品の増加に伴い、管理に支障を来すことのないよう、収蔵庫において作家別、制作年度別等系統的に収蔵品を整理するよう努められたい。

（状況）

美術館の収蔵庫は、昭和 57 年の開館時には、前室を除き 3 室 696 ㎡であったが、収蔵品の増加に伴い手狭となったため、平成 14 年のリニューアル増改築時に 2 室 358 ㎡を増床している。

収蔵品は、各収蔵庫に部門ごとに保管し、収蔵庫内の温度や湿度は、自動制御されており、美術工芸品の性質等に留意して常に良好な条件で保管するよう努めている。

しかしながら、キャパシティは 100%近くになっているため、ある程度作家ごとには整理されているものの、スペースの都合上、系統的な整理はなされておらず、作品名が表示されている棚と異なる棚に保管されている収蔵品も一部見受けられた。

今後も収蔵品の増加は見込まれるものであり、収蔵品の管理に支障を来すことのないよう、作家別、制作年度別等、系統的に収蔵品を整理し、管理していく必要がある。

【活用について】

(1)　利用日数が少ない物品について

監査対象物品 440 件について、平成 23 年度の利用状況を調査した。

下表に示すように利用日数が 0 日であった物品が 135 件、1 日から 20 日未満であった物品が 96 件、20 日から 50 日未満であった物品が 71 件、50 日から 100 日未満であった物品が 55 件、100 日以上の物品が 82 件であった。

利用日数が 0 日であった物品 135 件の主な理由は、陳腐化していること、故障中であること、研究等が終了して需要が少なくなったことなどであった。

なお、物品の利用日数については、利用記録簿が作成されている自動車や外部への貸出をしている物品など一部を除き、各機関で作業日誌等から推計により算定したものである。

	0 日	1～19 日	20～49 日	50～99 日	100 日～	不明
監査対象物品（440 件）	135 件	96 件	71 件	55 件	82 件	1 件
うち実地調査対象（100 件）	47 件	21 件	14 件	10 件	8 件	0 件

ア　利用実績のない物品

意見
●　故障や陳腐化等により、現在全く利用していない物品については、利用しない期間が長引くほど物品の陳腐化が進み、また、部品がなくなる等により修繕もできなくなることも考えられることから、今後も利用するか否かについて早急に意思決定されたい。 　今後も利用する場合は、費用や方法を考慮の上、適切な修繕等をして利用し、利用しない場合は、売払や廃棄等の処分を検討されたい。

（状況）

実地調査において、故障や陳腐化等により長期間利用されずに放置されているものが散見された。これらの中には、今後利用するか否かが定かでないもののほか、現状から考えて明らかに今後利用する見込みがないものが見受けられた。

利用しない期間が長引くほど物品の陳腐化が進み、また、部品がなくなる等により修繕もできなくなることが考えられることから、今後利用するか否かについては、組織として早急に意思決定する必要がある。

また、今後利用する見込みがないものについては、保管場所において特段の支障がない、維持管理の費用がかかっていない、撤去費用を捻出できない等の理由により、処分について具体的に検討がされていない機関が見受けられたが、撤去費用について、業者等の見積りを確認していないものについては、実際にどの程度の費用がかかるかについて確認し、具体的な処分について検討する必要がある。

参考事例

①〈工業研究所〉

平成23年度から利用する見込みのない物品については、三重県会計規則に定める自己検査時に「一般備品廃棄チェックシート」を作成し、このシートにより過去 5 か年の利用実績や物品の状態等についてチェックし、このチェック結果をふまえて「廃棄」「修理」等の判断を行っている。

24年6月には、廃棄と決定した物品約100件に木くず等を合わせて、計約20tを産廃業者へ委託し廃棄したが、ステンレス等再利用可能な金属も含まれていたため、差し引き49,000円の支出で処分できている。

②　28顕微鏡（走査型電子顕微鏡一式）〈子ども・家庭局：みえこどもの城〉

旧科学技術振興センターで不用となった顕微鏡を保管転換により取得し、サイエンスに関する県民（子ども）参加の企画（体験）用として、別の用途で活用している。

イ　操作可能職員の養成等

意見
●　物品の有効活用には、操作を行う職員体制の充実が欠かせないことから、他の機関とも連携しながら、計画的な操作可能職員の養成等について検討されたい。 　また、現に操作可能職員がいない等の理由により利用されていない物品については、利用しない期間が長引くほど物品の陳腐化が進み、利用できなくなることも考えられることから、早期に操作可能職員の養成を行うほか、他の機関での活用を検討するなど、有効活用に努められたい。

（状況）

物品を操作することができる職員数の状況については、以下のとおりであった。

	複数名	1名	0名
監査対象物品 （394件）	290件	64件	40件
うち実地調査対象 （83件）	45件	22件	16件

※　美術工芸品を除く。

物品の有効活用には、操作を行う職員体制の充実が欠かせないことから、計画的に操作可能職員を養成する必要がある。また、その際には、所属内だけではなく、他の機関とも連携しながら、広域的に養成することが望まれる。

実地調査において、職員の異動等により操作可能職員がいなくなり利用できなくなっている物品が見受けられた。

これらの物品については、現状では十分利用可能であるが、このまま放置されることにより陳腐化が進み、利用できなくなることが考えられる。

また、仮に軽微な故障等があり、現時点なら修繕可能であっても、さらに放置される期間が長引くことにより、修繕部品がなくなってしまうことも考えられる。

こうしたことから、早期に操作可能職員の養成を行い、有効活用をはかるほか、他の機関においても利用可能な物品については、共用の検討も行う必要がある。

ウ　有効な設置場所

意見
●　物品の利用目的に沿って、使い勝手や利用状況等をふまえ、最大限有効活用される場所に物品を設置されたい。

（状況）

実地調査において、利用日数が0日であった物品の中には、利用目的や有効活用の観点からは必ずしも適当ではない場所に設置されている物品が見受けられた。

物品を遊休状態にさせないためには、使い勝手や利用状況等をふまえ、最大限有効活用できる場所に設置する必要がある。

経年化に伴い、ニーズなど当初想定した物品の利用をとりまく状況が変化する場合もあるが、特に設置後の移動が容易でない物品については、取得時に今後の状況の推移を十分想定し設置場所を選定する必要がある。

エ　収蔵品の展示等

意見
●　保管している収蔵品において、近年、展示実績のない作品や展示回数の少ない作品については、積極的に展示し、県民により多くの収蔵品を鑑賞する機会を提供するよう努められたい。

（状況）

県民の財産である美術工芸品等を収蔵する施設にあっては、適切な保存や継承が重要であることはもちろんであるが、県民に公開していくことも大きな使命である。

美術館の収蔵品約5,000件のうち下絵、素描などは展示になじまないとしても、長期間展示されない収蔵品が一部見受けられており、限られた展示スペースではあるが、これらも含めできるだけ定期的に収蔵品の公開を行い、美術工芸や歴史文化に対する県民の理解がより一層深まるよう努める必要がある。

また、収蔵品についてはホームページにその情報を掲載しているが、今後、著作権に留意した上で、質量ともにこれを充実し、県民の作品鑑賞の動機付けや、貸付の促進などに一層役立てる必要がある。

(2)　物品の効率的な取得・活用について

意見
●　県内各試験研究機関、国、他都道府県、大学等が連携し、所有する物品の情報共有をはかるとともに、各々が強みを生かした物品整備を行い、互いに融通し合うことにより、経済的、効率的かつ効果的に高額物品の活用をはかっていくしくみづくりを検討されたい。

（状況）

厳しい財政状況の中で、必要となる物品を即時に取得・整備することは困難な状況となっている。しかしながら、特に試験研究機関においては、事業目的・研究目的を

達成するため、最新鋭の研究機器を必要とする場合も少なくない。

このため、高額物品の取得にあたっては、県内の各試験研究機関、国または他都道府県の試験研究機関、大学等が連携し、各機関が所有する物品等のリスト・データ等の情報を共有した上で、各々が自身の強み、特徴を生かして重複しないように物品整備を行い、互いに物品の利用を融通し合う等、経済的、効率的かつ効果的に高額物品の活用をはかっていくしくみづくりを検討する必要がある。

(3) 物品の評価について

意見
● 取得後に当該物品の評価・検証を行い、その情報を蓄積することは、汎用性が高い物品に関しては、今後の仕様決定等の調達事務を行う上で有益であると考えられるので、同種の物品の取得を検討している他所属が当該情報を参照できるようなしくみを講じることが望ましい。

（状況）

物品自体に関する評価の実施状況および評価内容については、以下のとおりであった。

	使い勝手	ランニングコスト	故障発生の頻度	その他	評価未実施
監査対象物品（440件）	106件	7件	44件	68件	254件
うち実地調査対象（100件）	21件	2件	5件	14件	61件

（複数回答あり）

物品を取得する際には、管理所属内において十分な協議が行われ、予算査定の段階でも詳細な資料によりその必要性が判断されているが、一定期間利用後、取得した物品に対する使い勝手、実際のランニングコスト、故障発生の頻度など、物品そのものの評価・検証が半数以上について実施されていない。

その理由として、取得目的に対応する物品が多種多様であれば、相対評価も可能であるが、工業高校等の実習機器や試験研究機器は特殊機器が多く、絶対評価が難しいと考えている。

また、次回更新時の仕様決定等の参考とするという観点での評価については、長期に渡り利用する場合、過去の評価が役立つかどうかは疑問であり、むしろ、取得しようとしている物品を所有している所属に使用感等をヒアリングしたり、取得・更新時のトレンドを的確に把握したりすることが重要であると考えている所属が多くなっている。

しかしながら、取得後に評価・検証を行い、その情報を蓄積することは、汎用性が高い物品に関しては、今後の仕様決定等の調達事務を行う上で有益であると考えられるので、高額な物品については、導入後、その精度、使い勝手、ランニングコストなど物品そのものを評価し公表することにより、同種の物品の取得を検討している他所属が当該情報を参照できるようなしくみを講じることが望ましい。

(4) 取得目的の達成評価について

意見
● 厳しい財政状況の中、経済性・効率性・有効性の観点から、物品の取得・管理・活用においてもＰＤＣＡサイクルの視点を取り入れ、取得計画の策定から利用状況の検証、取得目的の達成評価、課題抽出までを継続的に実施することにより、物品のさらなる利活用に反映させることが望ましい。

※ＰＤＣＡサイクル

計画（ＰＬＡＮ）・実行（ＤＯ）・評価（ＣＨＥＣＫ）・改善（ＡＣＴ）の４段階を順次行って１周したら、最後のＡＣＴを次のＰＬＡＮにつなげ、螺旋を描くように１周ごとにサイクルを向上させて、継続的に業務改善する考え方をいう。

（状況）

物品の取得目的に関する自己評価については、以下のとおりであった。
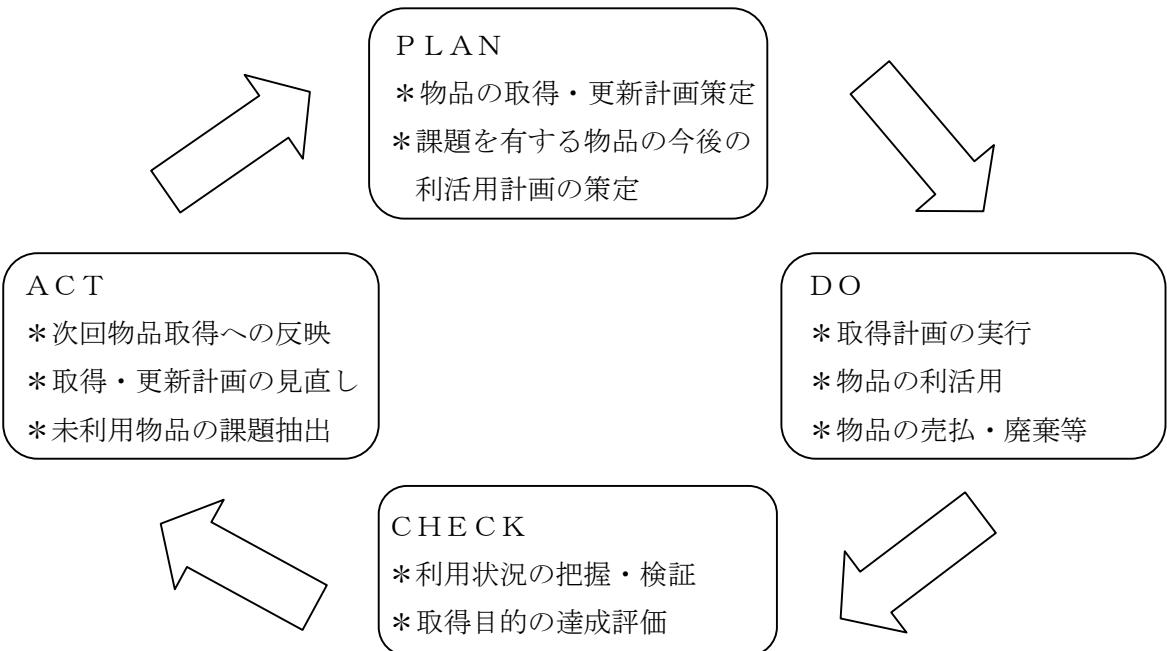
	十分に効果あり	ある程度効果あり	あまり効果なし	ほとんど効果なし	不　明
監査対象物品（440 件）	276 件	88 件	2 件	6 件	68 件
うち実地調査対象（100 件）	57 件	19 件	0 件	3 件	21 件

現在または過去に事業等で利用している実績があることから、「十分に効果あり」もしくは、「ある程度効果あり」と自己評価している管理所属が多いが、これらは担当者等が主観的に判断しているものが多く、必ずしも組織的な取得目的の達成評価が実施されているわけではない。

厳しい財政状況の中、経済性・効率性・有効性の観点から、物品の取得・管理・活用においてもＰＤＣＡサイクルの視点を取り入れ、取得計画の策定から利用状況の検証、取得目的の達成評価、課題抽出までを継続的に実施することが望ましい。

その結果、取得した物品が事業成果にどれだけ寄与できたかを明確にすることができ、取得についての説明責任を果たすことにつながるとともに、次回の物品取得や物品のさらなる利活用に反映することが可能となる。

＜ＰＤＣＡサイクルのイメージ＞

ＰＬＡＮ
＊物品の取得・更新計画策定
＊課題を有する物品の今後の
　利活用計画の策定

ＡＣＴ
＊次回物品取得への反映
＊取得・更新計画の見直し
＊未利用物品の課題抽出

ＤＯ
＊取得計画の実行
＊物品の利活用
＊物品の売払・廃棄等

ＣＨＥＣＫ
＊利用状況の把握・検証
＊取得目的の達成評価

参考事例

〈中央家畜保健衛生所〉

監査対象物品ではないが、国費対象物品（検査機器）について、国への交付要望時に、検体取扱数の「目標値」「現状」「事業実施後」および「事業の必要性および目標値の考え方」を記載した計画書を、取得後に「実績」「達成度」「評価」「第三者の主なコメント」を記載した成果および評価報告書を提出している物品があった。

〈農業研究所〉

農業研究所で実施する研究課題について、三重県農業研究所研究評価実施要領に基づき、外部委員で構成する研究評価委員会による研究評価（事前評価・中間評価・事後評価）を実施している。これにより、物品等導入の成果が間接的にではあるが評価されている。

〈工業研究所〉

毎年研究成果を取りまとめた研究報告書を発行しており、その中で研究に活用した試験研究機器等を紹介することにより、物品等導入の成果が間接的にではあるが評価されている。

３　各監査対象機関に対する意見

※　実地調査を実施した 39 機関のみ

防災対策部（防災対策総務課、防災企画・地域支援課、災害対策課）

【管理について】

① 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意の上、今後、適正な事務処理に努められたい。
- 物品標示票が貼付されていなかった。【物品 9】
- 財務会計システムへ登録された設置場所と実際の設置場所が異なっていた。【物品 13】

② 法律に基づく定期点検が実施されていなかったので、今後、適正に実施されたい。【物品 8、9】

③ 防災啓発車については、接触等による損傷が多発しているので、運行管理に十分留意し、職員の安全意識および県有財産管理意識の高揚をはかるなど、再発防止に努められたい。【物品 9、10、11】

【活用について】

④ 利用する見込みのない物品の売払、譲渡または廃棄等の処分について検討されたい。【物品 13】

※ 意見末尾の【物品番号】は監査対象物品ごとに付与（54 頁以降の一覧表参照）

（状況）

② **三重県移動防災情報センター車**（平成 16 年度取得）および**三重県防災啓発車**（平成 17 年度取得）については、道路運送車両法に基づく定期点検が実施されていなかった。

9 三重県防災啓発車

③ **三重県防災啓発車** 4 台のうち、実地調査対象の 1 台を含めた 3 台については、派遣先の学校等において、フェンスや校門等、構造物への接触などによる車両の損傷が直近 3 か年で 6 件発生している。

④ **飲料水自動給水装置**（昭和 61 年度取得）については、長年利用されておらず、正常に作動するか否かも確認されていないことから、現状では災害が発生してもすぐには利用できない状態にある。

寄付を受けた昭和 61 年度当時は、最新鋭の浄水装置であり、災害時の飲料水確保の有効な手段であったが、現在ではペットボトルの飲料水や、小型の浄水装置が普及していることから、今後、大型の浄水装置

13 飲料水自動給水装置

である当該物品を災害現場へ搬入して利用する見込みはほとんどない。
保管場所において特段の支障もなく、維持管理の費用もかかっていないため、譲渡や廃棄等については特に検討されていない。
現状のままでは放置された状態が続くこととなるが、市町等の関係機関へ無償譲渡するにも型が古く、所属としては、部品交換を含めて、利用できるか否かの点検を行う必要があるとしている。

消防学校
【管理について】 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意の上、今後、適正な事務処理に努められたい。 ・ 物品標示票が貼付されていなかった。【物品 15、16】

健康福祉部（障がい福祉課）
【管理について】 ① 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意の上、今後、適正な事務処理に努められたい。 ・ 財務会計システムへ登録された取得年月日と実際の取得年月日が異なっていた。【物品 25、26】 【活用について】 ② 利用する見込みのない物品の売払、譲渡または廃棄等の処分について検討されたい。【物品 26】 ※ 物品は「身体障害者総合福祉センター」にて指定管理者が管理

（状況）
② **サイベックス**（平成 8 年度取得）については、医療行為として、急性期・回復期のリハビリを行うために取得したものであるが、平成 18 年度の診療報酬改定に伴い、急性期・回復期のリハビリが事実上医療機関に委ねられることとなったことから、今後、利用する見込みはない。物品自体が古く、他の機関等で利用することも困難であることから、廃棄または売払等の処分を行うほかないが、物品の撤去に費用がかかる可能性があり、また、維持管理の費用もかかっていないため、具体的な手続き等までは検討されていない。

26 サイベックス

子ども・家庭局（子どもの育ち推進課）
【管理について】 ①　事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意の上、今後、適正な事務処理に努められたい。 ・　物品標示票が貼付されていなかった。【物品 28】 ②　構成機器の特定が困難なセット品については、個々の機器を補助簿に記録したり、個々の機器全てに枝番をつけた物品標示票等を貼付するなど、容易に構成機器を特定できるよう管理されたい。【物品 28】 ※　物品は「みえこどもの城」にて指定管理者が管理

（状況）

②　**顕微鏡（走査型電子顕微鏡一式）**（平成 12 年度取得）については、両脇に配置の別途備品登録された関連物品と区分できなくなっていた。

松阪保健福祉事務所
【管理について】 ①　事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意の上、今後、適正な事務処理に努められたい。 ・　財務会計システムへ登録された取得年月日と実際の取得年月日が異なっていた。【物品 32】 **【活用について】** ②　利用する見込みのない物品の売払、譲渡または廃棄等の処分について検討されたい。【物品 32】

（状況）

①　**ミラーカメラ**については、財務会計システムでは、取得年月日が「平成 11 年 3 月 19 日」と登録されているが、関係職員へ確認したところ、登録日以前に購入したものであり、登録内容が誤っているとの回答であった。（ただし、購入時の書類が残っていないため、正確な取得年月日は確認できない。）

②　当該物品については、平成 12 年度末に一般健康診断業務を終了（市町へ移行）して以降利用されていない。レントゲン室の一部を占拠してはいるが、現在のところ、執務環境や来所する県民に対して支障を来してはおらず、また維持管理の費用もかかっていないため、廃棄処分もされず放置されたままとなっている。

草の実リハビリテーションセンター
おおむね適正に処理されていた。

保健環境研究所
おおむね適正に処理されていた。

環境生活部（文化振興課）
おおむね適正に処理されていた。 ※　物品は「総合文化センター」にて指定管理者が管理

図書館
おおむね適正に処理されていた。

美術館
【管理について】 今後の収蔵品の増加に伴い、管理に支障を来すことのないよう、収蔵庫において作家別、制作年度別等系統的に収蔵品を整理するよう努められたい。【物品 92～121】

（状況）

美術館の収蔵庫は、昭和 57 年の開館時には、前室を除き 3 室 696 ㎡であったが、収蔵品の増加に伴い手狭となったため、平成 14 年のリニューアル増改築時に 2 室 358 ㎡を増床している。

収蔵品は、各収蔵庫に部門ごとに保管し、収蔵庫内の温度や湿度は、自動制御されており、美術工芸品の性質等に留意して常に良好な条件で保管するよう努めている。

しかしながら、キャパシティは 100%近くになっているため、ある程度作家ごとには整理されているものの、スペースの都合上、系統的な整理はなされておらず、作品名が表示されている棚と異なる棚に保管されている収蔵品も一部見受けられた。

今後も収蔵品の増加は見込まれるものであり、収蔵品の管理に支障を来すことのないよう、作家別、制作年度別等、系統的に収蔵品を整理し、管理していく必要がある。

博物館
【管理について】 収蔵品については、展示記録、貸出記録、点検記録および修繕記録等の履歴全体が、個々の収蔵品ごとに確認できるよう管理されたい。【物品 123～133】

（状況）

全ての収蔵品について、移動展示を含めた展示記録、貸出記録、点検記録や修繕記録は、展示や貸出等の際の復命書で確認できるものの、現状としては、一覧表等により、履歴全体が個々の収蔵品ごとに確認できる状態で管理されていない。（貸出・撮影掲載等については、「年報」により一部確認することはできる。）

なお、平成 26 年春を目標にしている新博物館開館に向け、現在、収蔵品のデータベース化が進められており、展示記録、貸出記録、点検記録や修繕記録等を含め、個々の収蔵品ごとにデータベース化される予定である。

斎宮歴史博物館

【管理について】

収蔵品については、点検記録および修繕記録の履歴全体が、個々の収蔵品ごとに確認できるよう管理されたい。【物品 134～138】

（状況）

収蔵庫からの搬出状況（展示・貸出記録）は、表計算ソフトによる収蔵品ごとの一覧表で管理しているが、点検記録は、修繕が必要でない場合にはデータの記録や保存を行っていない。個々の収蔵品については、修繕が必要な場合は、その実施に係る関係書類で状況を確認できるが、点検・修繕の履歴全体が確認できる状態で管理されていない。

現在、博物館において、平成 26 年春を目標にしている新博物館開館に向け、収蔵品の各種データベース化が進められており、今後、他の県立文化施設での活用も想定されているところである。

地域連携部（水資源・地域プロジェクト課）

【管理について】

① 構成機器の特定が困難であるため、個々の機器を補助簿に記録したり、個々の機器全てに枝番をつけた物品標示票等を貼付するなど、容易に構成機器を特定できるよう管理されたい。【物品 139】

② 遊休状態の物品の点検については、その必要性、実施頻度等を十分検討されたい。【物品 139】

※ 物品は「ゆめドームうえの」にて指定管理者が管理

（状況）

① **電光文字表示装置**（平成 10 年度取得）については、表示内容の入力等の操作を行うセンター装置（パソコン、プリンタ、スキャナ）と 3 台の表示器（施設エントランス、第 1・第 2 競技場内）から構成されている。

139 電光文字表示装置

指定管理者においては、表示器が 3 台であることを認識し管理していたが、県担当者はエントランスの 1 台しか把握していなかった。

当該物品に限らず、指定管理者が管理を行っている状況では、担当者の異動等により、県において物品の構成内容を認識できない事態が発生することは十分予想されることから、構成内容を把握できる措置を講じる必要がある。

② 当該物品については、イベント名や開催時間など各種案内表示を行うことを想定しており、「三重県立ゆめドームうえの条例」では 1 日あたり 2,200 円の料金設定で施設利用者に貸出をしている。

管理に関する基本協定書に規定されている「3 色ＬＥＤ表示システム保守点検　年 1 回以上」という管理基準に基づき、指定管理者は、年に 1 回他の電気機器（調光装置、照明制御システム）と併せて外部委託による保守点検を実施している。（平成 23 年度の委託料は 1,281,000 円。）

しかし、長年貸出等利用はなく、また、表示効果が低く今後の活用も見込めないという現状をふまえ、県民サービスの必要性、設置上の安全対策、費用対効果等の総合的な観点から、今後の点検のあり方について指定管理者も交えて検討する必要がある。

スポーツ推進局（スポーツ推進課）
おおむね適正に処理されていた。 ※　物品は「総合競技場」にて指定管理者が管理

農林水産部（農畜産課）
【管理について】 ①　事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意の上、今後、適正な事務処理に努められたい。 ・　財務会計システムへ登録された設置場所と実際の設置場所が異なっていた。【物品 154】 ②　物品を県の機関以外に設置して利用する場合は、物品の利用、維持管理および毀損の場合の責任負担等、必要な事項を定めた上で行われたい。 また、無償貸付等である場合には「財産の交換、無償譲渡、無償貸付等に関する条例」および「三重県会計規則」に基づき適正に処理されたい。【物品 154】 **【活用について】** ③　利用する見込みのない物品の売払、譲渡または廃棄等の処分について検討されたい。【物品 154】

（状況）

②　**たい肥成型機械**（平成 9 年度取得）については、農林水産省の補助事業により実証研究用として養鶏農家（鈴鹿市）に設置されている。

平成 9 年度の補助事業実施の際、県の機関（現：畜産研究所、現：農業研究所等）では、実証研究に必要な鶏ふんを十分に確保できないことから、県内で最も養鶏が盛んな鈴鹿地域の養鶏農家に設置することとし、当時県養鶏協会会長を務めていた養鶏農家に協力を依頼することとなった。

154 たい肥成型機械

補助事業に係る書類が残っていないため、設置場所に関する補助要件等の詳細は不明であるが、補助事業実施のために取得（試作）した県有財産である当該物品について、県の機関以外に設置し、利用および維持管理していくことについては、県と養鶏農家との間で契約書の締結等の手続きを経ることなく行われていた。

③　当該物品については、平成 14 年度に全ての実証研究が終了した後、平成 15 年度以降は利用されていない。（もともと鶏ふんをペレット化するための試作機であり、使い勝手は悪く、現在では、より高性能な機種も市販されているため、当該物品を利用できる者は限られている。）

なお、実証研究終了後に農林水産省と協議の上、「財産の交換、無償譲渡、無償貸付等に関する条例」および「三重県会計規則」に基づき、当該物品の無償貸付および無償譲渡の募集を行ったが、利用希望者がなかったため、その後は利用されることなく、養鶏農家に設置したまま放置されている。（実証研究終了時には、補助事業に係る財産処分制限期間（耐用年数）を経過していなかったため、いったん無償貸付の募集を行い、財産処分制限期間後に無償譲渡の手続きを行う予定であった。）

中央家畜保健衛生所
【管理について】 　構成機器の特定が困難であるため、個々の機器を補助簿に記録したり、個々の機器全てに枝番をつけた物品標示票等を貼付するなど、容易に構成機器を特定できるよう管理されたい。【物品 157】

（状況）

高速液体クロマトグラフィー（昭和 63 年度取得）については複数の機器から構成されている。両隣にも複数の機器から構成される別の物品が設置されており、担当者以外ではどこまでがそれぞれの物品か把握しづらい状況であった。

157 高速液体クロマトグラフィー

農業研究所
【管理について】 ①　物品の処分を行う際には、「三重県会計規則」等の規定に基づき適正に行われたい。【物品 170】

【活用について】
② 利用する見込みのない物品の売払、譲渡または廃棄等の処分について検討されたい。
【物品 163、164】
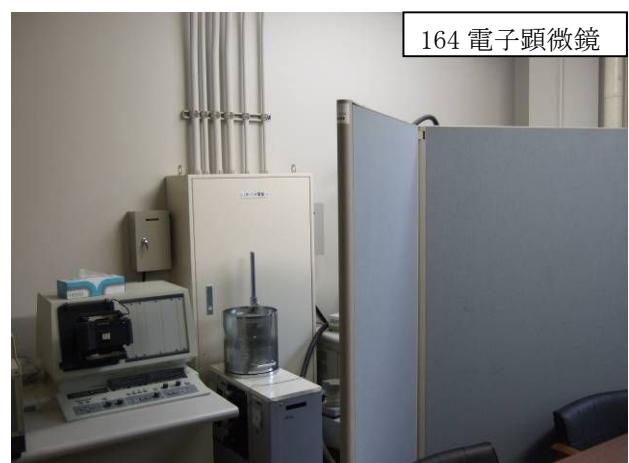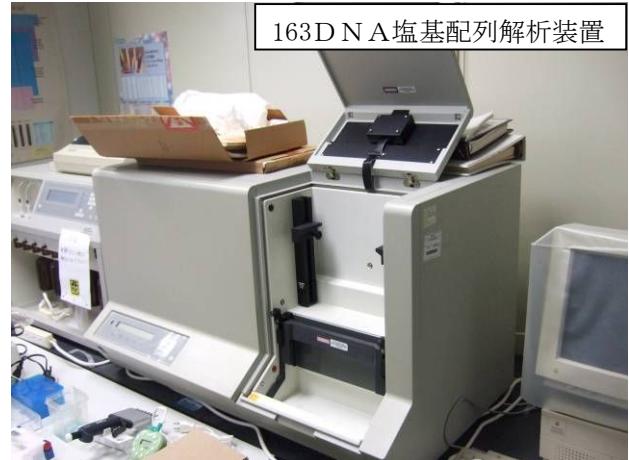
（状況）

① **顕微鏡画像解析装置**（平成 4 年度取得）については、既に他の不用物品の処分と併せて廃棄されていたが、三重県会計規則第 116 条および第 117 条に規定する不用物品の通知、決定および処分の手続きが行われておらず、財務会計システム上も登録されたままとなっていた。

163ＤＮＡ塩基配列解析装置

② **ＤＮＡ塩基配列解析装置**（平成 5 年度取得）については、導入から 18 年が経過し、同種の物品が進化したため、解析業務を受託する事業者が出現し、より安価で高精度の解析が可能となった。また、補修部品（試薬）の製造供給もされていないため、当該物品は現在利用していない。処分を検討しているものの、処分費が捻出できない状況である。

164 電子顕微鏡

電子顕微鏡（昭和 60 年度取得）についても、導入から 26 年が経過し陳腐化したため、今後利用する見込みもなく、また会議室の一角を占拠しており、スペース的に問題があるため、処分を検討しているものの、高額の処分費が捻出できない状況にある。

畜産研究所

【活用について】
操作可能職員がいない等の理由により利用されていない物品について、早期に操作可能職員の養成を行うほか、他の機関での活用を検討するなど、有効活用に努められたい。
【物品 179～181】

（状況）

近赤外自動分析装置（平成元年度取得）については、平成 20 年度までは利用する職員が在籍し分析業務を行っていたが、現状では操作できる職員がいない。

当該物品はかなり陳腐化しているが現状でも利用することはでき、また、同種の物品である**近赤外線分光分析計**（平成 17 年度取得）も同様に操作可能職員がいないため放置されている状況であり、当研究所としては操作可能職員を養成して有効活用したいと

考えている。

他の機関（農業研究所等）に操作可能職員がいるが、現状としては、操作方法を教わるなどの具体的な対策は取られていない。

179 近赤外自動分析装置

キャピラリー電気泳動装置（平成 17 年度取得）については、職員の異動等に伴い、操作できる職員は 1 名しかいないが、当該職員も現在の業務では利用することはない。なお、業務で利用したい職員はいるが、故障している可能性もあり、また、操作方法もわからないため、現状としては利用されていない。

180 キャピラリー電気泳動装置

当研究所のほか、他の機関（中央農業改良普及センター等）にも操作可能職員がいることから、操作方法を教わって当研究所で利用することは可能であり、また、飼料分析を行う他の機関（農業研究所や中央農業改良普及センター）で利用することも可能であることから、故障か否かの点検を行った上で、活用方法を検討する必要がある。

林業研究所
おおむね適正に処理されていた。

工業研究所
おおむね適正に処理されていた。

津高等技術学校
おおむね適正に処理されていた。

北勢流域下水道事務所
おおむね適正に処理されていた。 ※　物品は「三重県流域下水道施設」にて指定管理者が管理

中勢流域下水道事務所
おおむね適正に処理されていた。 ※　物品は「三重県流域下水道施設」にて指定管理者が管理

北勢水道事務所
おおむね適正に処理されていた。

中勢水道事務所
おおむね適正に処理されていた。

南勢水道事務所
おおむね適正に処理されていた。

一志病院
【管理について】 物品の処分を行う際には、「三重県病院事業庁会計規程」等の規定に基づき適正に行われたい。【物品 270】

（状況）

関節鏡システム（平成 9 年度取得）については、既に除却済みであるが、三重県病院事業庁会計規程等に基づく事務手続きが行われておらず、固定資産管理システムに登録されたままになっていた。

桑名工業高等学校
【管理について】 ①　国庫補助金で取得した物品について、当該補助金の交付要領で定められている台帳の整備が不十分であったので、今後適正に処理されたい。【物品 300】 【活用について】 ②　利用する見込みのない物品の売払、譲渡または廃棄等の処分について検討されたい。【物品 300】

（状況）

①　産業教育振興費で取得した物品は、高等学校産業教育設備台帳で国庫補助に関する情報を記録・管理し、物品には専用シールを貼付することとされているが、いずれもシールは貼付されているものの、台帳が過去十数年間整備されていなかった。

②　平成 14 年からの「くくり募集・コース制」開始に伴い、機械科と材料技術科を機械系と括った際に、それぞれの科の実習内容を見直し、いくつかの実習が割愛された。

原子吸光分析装置（平成 3 年度取得）についても、利用する実習が割愛されたため、近年利用機会がなくなってきていたが、物品自体は利用可能であったため、配管設備、実習室とも現状を維持してきた。

300 原子吸光分析装置

しかし、平成 22 年 3 月に「廃プラ混合溶融再生システム　射出成型機」と「ワイヤ放電加工機」を購入した際に、この 2 台の物品の設置場所として、原子吸光分析装置が設置されている実習室が割り当てられたため、配管設備のみ残し、原子吸光分析装置は隣接する倉庫へ移動し、保管している。なお、移動後も 2 年間利用実績はない。

四日市工業高等学校
【管理について】 ①　一式管理できる要件を満たしていない物品については、財務会計システムへの登録や物品標示票の貼付等、個々の機器ごとに適正に管理されたい。【物品 319】 **【活用について】** ②　利用する見込みのない物品の売払、譲渡または廃棄等の処分について検討されたい。【物品 320】

（状況）

①　**電力実験装置**（平成 21 年度取得）については、「静止型直流電源装置」「電気動力計実験装置」「太陽光発電装置」の 3 台を一式として物品登録し、管理しているが、「太陽光発電装置」については、単独での利用が可能であり、かつ本体機器である「電気動力計実験装置」とは互いに必要不可欠な基本機器ではないため、三重県会計規則で規定する「複数の機器全体を「一式」として管理することができる条件」を満たさないことから、単体で登録・管理する必要がある。

320 熱膨張計

②　**熱膨張計**（平成 2 年度取得）については、平成 17 年度にセラミック科から物質工学科へ学科が変更され、カリキュラムが大きく変更になって以降、実習や課題研究での利用がなくなり、ここ数年利用されていない。

現在は利用していた当時と異なる実習室へ移されており、稼働する際に必要な水道配管等もされていない状況にある。

四日市中央工業高等学校

【管理について】

① 構成機器の特定が困難なセット品については、個々の機器を補助簿に記録したり、個々の機器全てに枝番をつけた物品標示票等を貼付するなど、容易に構成機器を特定できるよう管理されたい。【物品 332】

【活用について】

② 有効活用の検討を速やかに行うとともに、検討の結果なお利用が見込めない場合には、当該物品の売払、譲渡または廃棄等の処分について検討されたい。【物品 332】

（状況）

① **培養分析装置**（平成 5 年度取得）については、現在では実習室内に分散して設置されており、セットの間に別の物品も設置されていた。担当教員は構成機器を把握しているものの、他の職員では把握しづらい状況であった。

332 培養分析装置

② 当該物品については、化学工学科においてアルコール発酵に関する実習や課題研究等で活用されていたが、現在の授業内容に合わないとともに、主として活用していた教員が異動したこと、取扱説明書も保存されていないことなどから、近年は全く利用されていない。

332 培養分析装置

332 培養分析装置

構成機器の一つである遠心分離機は、単独で食品以外に利用することも可能ではあるが、そうした場合、以後は食品用として利用できないため、今のところ分割して利用することは考えていない。また、物品自体が古いため、食品化学を専門的に扱う他校での活用も困難な状況である。

高額物品であることを鑑みて、化学工学科において、何らかの活用方法を見つけようと、メーカーからの取扱説明書の取り寄せや、操作可能職員の養成、物品のメンテナンスについて検討しているところである。

亀山高等学校
【管理について】 ① 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意の上、今後、適正な事務処理に努められたい。 ・ 財務会計システムへ登録された設置場所と実際の設置場所が異なっていた。【物品338】 ② 構成機器の特定が困難なセット品については、個々の機器を補助簿に記録したり、個々の機器全てに枝番をつけた物品標示票等を貼付するなど、容易に構成機器を特定できるよう管理されたい。【物品 338】 【活用について】 ③ 利用する見込みのない物品の売払、譲渡または廃棄等の処分について検討されたい。【物品 338】

（状況）

① **パソコン等一式**（平成 17 年度取得）については、財務会計システムでは、パソコンの全て（45 台）がコンピュータデザイン室に設置されていることになっているが、実際には、第 4 情報室に 21 台、情報応用室に 11 台が設置され、また故障中のもの 13 台が情報応用実習室前のロッカー内に保管されており、財務会計システムの登録情報と一致していなかった。

② パソコンは当該物品以外にも、リースにより設置しているもの、リース期間が終了し、無償譲渡を受けたもの、など多数存在しているため、これらが混同し、特定困難とならないよう、個々の機器を補助簿に記録する、個々の機器全てに枝番をつけた物品標示票や所属独自で作成したシール等を貼付するなど、適正な管理に努める必要がある。

③ 45 台中 13 台は、現在故障状態にあり、ロッカーに保管されたままとなっている。

津工業高等学校
【管理について】 ① 構成機器の特定が困難なセット品については、個々の機器を補助簿に記録したり、個々の機器全てに枝番をつけた物品標示票等を貼付するなど、容易に構成機器を特定できるよう管理されたい。【物品 346】 【活用について】 ② 利用する見込みのない物品の売払、譲渡または廃棄等の処分について検討されたい。【物品 344、346】

（状況）

① パソコン教室用の**ＥＷＳシステム**（平成 10 年度取得）については、コンピュータ準備室、高周波計測室に構成機器が分散している。特に、コンピュータ準備室の棚等に保管されたまま利用されていないパソコン等については、担当教員が構成機器を把握して

いるものの、他の者では把握が困難な状況であった。また、構成機器が多数あるため、物品標示票の貼付場所も確認できなかった。

② **歯切盤**（昭和 60 年度取得）については、長年利用されておらず、また、操作可能な教員もいない。当該物品は歯車を加工するためのものであり、現在のカリキュラムの状況から考えると、今後、当該物品による実習が行われる見込みもない。

物品自体が相当古く、他の機関等で利用することも困難であることから、廃棄または売払等の処分を行う予定であるが、維持管理の費用もかかっていないため、具体的な手続き等までは検討されていない。

ＥＷＳシステムについては、ＯＳも古く、個々の機器や配線が取り外され、システムとして設置されておらず、利用されていないパソコン等が、コンピュータ準備室を占拠している。

また、システムの一部である基盤等を加工する機器については、高周波計測室（財務会計システムへ登録された設置場所はコンピュータ室）に設置して利用している。

346ＥＷＳシステムの一部

利用していない機器については、生徒に分解させて機器のしくみを理解させるような使い方しか考えられず、現状では、コンピュータ準備室を占拠している状態であるが、廃棄についての検討はされていない。

みえ夢学園高等学校
【活用について】 利用する見込みのない物品の売払、譲渡または廃棄等の処分について検討されたい。 【物品 350、352】

（状況）

機械木工実習装置（平成 10 年度取得）については、構成している一部の機器（集塵機）以外は利用されておらず、操作可能な教員もいない。また、物品自体が陳腐化しているほか、木材工芸の実習にはのこぎり等を利用しているため、今後、当該物品による実習が行われる見込みはない。

物品自体が古く、他の機関等で利用することも困難であり、現状では、工芸実習室の一部を占拠している状態であるため、廃棄または売払等の処分を行うほかないが、維持管理の費用はかかっておらず、工芸実習室から運び出すためには解体する必要もあることから、具体的な手続き等までは検討されていない。

ノンリニア編集機（平成 9 年度取得）については、平成 9 年度から 18 年度までは映像技術に関する講座が開講されていたが、それ以後は受講希望者の減少等により開講されておらず、担当の教員もいないため、現在利用されていない。

物品自体が古く、他の機関等で利用することも困難であることから、廃棄または売払等の処分を行うほかないが、物品自体はそれほど場所をとるものではなく、維持管理の費用もかかっていないため、具体的な手続き等までは検討されていない。

352 ノンリニア編集機

久居農林高等学校
【管理について】 操作可能職員の異動等や緊急に稼働させる必要がある場合などに備え、操作方法等の確実な引継を行うとともに、取扱説明書の適切な保管や組織的に共有できる操作マニュアルの整備等を行われたい。【物品 355、356】

（状況）

平成 9 年に、農業科・園芸科・畜産科・林業科・農業土木科・農業機械科の 6 学科から、生物生産科・生物資源科・環境情報科・環境土木科の 4 学科に学科改編されたことにより、機械関係の教員が減少したため、主として農業機械科で利用されていた**自動制御実習装置（ＮＣ旋盤）**（平成 4 年度取得）、**精密平面研削盤**（昭和 57 年度取得）については、操作可能職員が前者は 1 名で、後者については、1 人もいない状況となっている。

また、ＮＣ旋盤は毎週使用しているが、両物品ともメーカーの取扱説明書が保管されていない上、学校独自の操作マニュアル等も整備されておらず、組織として操作方法が共有されていないので、操作可能職員の転勤や緊急に稼働させる必要がある場合などに備え、操作方法等の確実な引継を行うとともに、取扱説明書の適切な保管や組織的に共有できる操作マニュアル等を整備する必要がある。

松阪工業高等学校
【活用について】 利用する見込みのない物品の売払、譲渡または廃棄等の処分について検討されたい。【物品 365】

（状況）

デザイン処理用コンピュータ（平成 3 年度取得）については、取得当時においては、紡績会社によって開発された、テキスタイルのデザイン処理ができる唯一のシステムで

あったが、ＯＳがＭＳ－ＤＯＳ以前のものであるとともに、デジタル技術の急速な進展に伴い、ハードウェア、ソフトウェアともに陳腐化、故障し、10 年程前から利用されていない。利用不能にもかかわらず、別の用途で利用している実習室に設置されており、スペースの有効活用上問題がある。

伊勢工業高等学校
おおむね適正に処理されていた。

宇治山田商業高等学校
【管理について】 構成機器の特定が困難なセット品については、個々の機器を補助簿に記録したり、個々の機器全てに枝番をつけた物品標示票等を貼付するなど、容易に構成機器を特定できるよう管理されたい。【物品 388】

（状況）

パソコンＬＬネットワークシステム（語学演習装置）（平成 16 年度取得）については、当該システムを導入する際、配線や空調も含めたＬＬ教室の一体的な整備も含めて実施しているため、物品標示票は教師用の机（1 か所）にしか貼付されていない。

取得時の書類が残っているため、ＬＡＮケーブル等の消耗品を除き、一式管理している機器を特定することは不可能ではないが、担当者以外では構成機器の把握が困難な状況であった。

伊賀白鳳高等学校
おおむね適正に処理されていた。

警察本部（警務部会計課）
【管理について】 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意の上、今後、適正な事務処理に努められたい。 ・　財務会計システムへ登録された設置場所と実際の設置場所が異なっていた。【物品 431】

第４　監査対象物品の状況

１　物品数
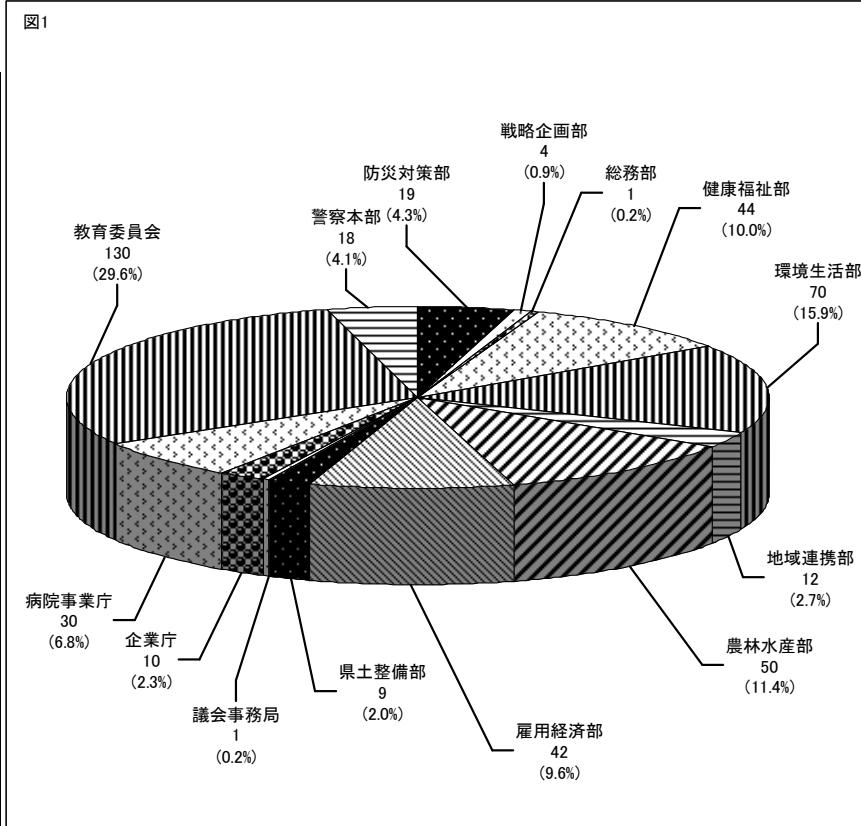
所管部局別の監査対象物品数は表１および図１のとおりとなっている。

県立高等学校において教育・実習用の物品等を所有する教育委員会が 130 件（29.6%）で最も多く、次いで美術館や博物館等において美術工芸品を所有する環境生活部が 70 件（15.9%）、農業研究所や林業研究所等において試験研究用の物品等を所有する農林水産部が 50 件（11.4%）の順となっている。

表1 【物品数】

部局名	物品数
防災対策部	19
戦略企画部	4
総務部	1
健康福祉部	44
環境生活部	70
地域連携部	12
農林水産部	50
雇用経済部	42
県土整備部	9
議会事務局	1
企業庁	10
病院事業庁	30
教育委員会	130
警察本部	18
合計	440
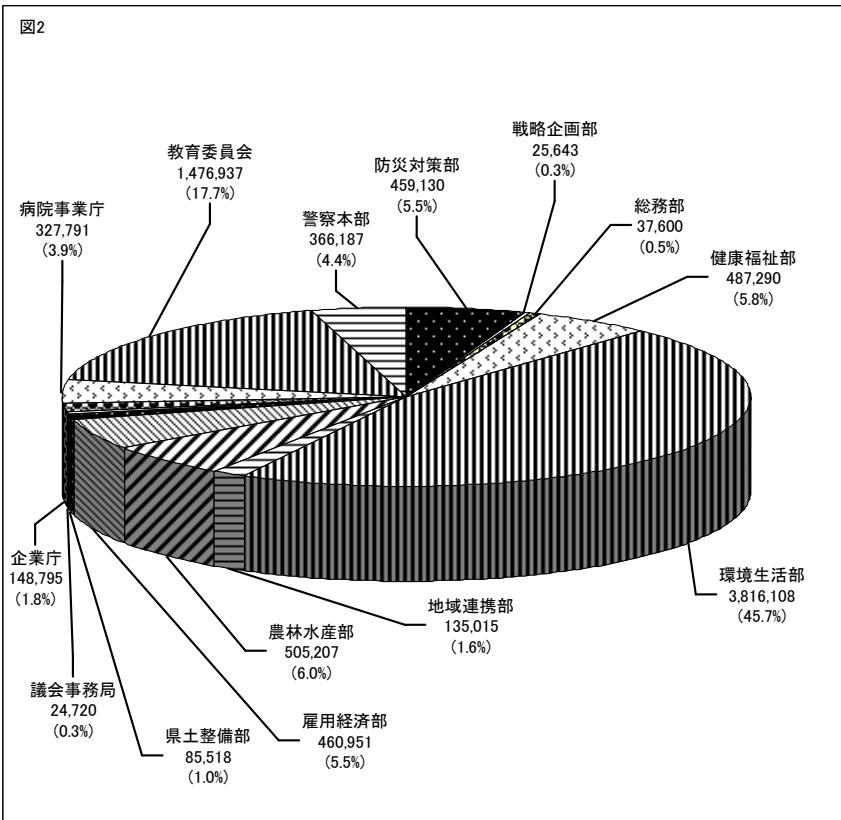
２　取得価格（評価額）

所管部局別の監査対象物品の取得価格（評価額）の合計は表２および図２のとおりとなっている。

特に美術館において１件あたり高額な絵画を所有する環境生活部が 3,816,108 千円（45.7%）で最も多く、金額ベースでは半分近くを占めており、次いで教育委員会が 1,476,937 千円（17.7%)、農林水産部が 505,207 千円（6.0％）の順となっている。

表2 【取得金額（評価額）】（単位：千円）

部局名	取得金額（評価額）
防災対策部	459,130
戦略企画部	25,643
総務部	37,600
健康福祉部	487,290
環境生活部	3,816,108
地域連携部	135,015
農林水産部	505,207
雇用経済部	460,951
県土整備部	85,518
議会事務局	24,720
企業庁	148,795
病院事業庁	327,791
教育委員会	1,476,937
警察本部	366,187
合計	8,356,892

図2

また、監査対象物品の1件あたりの取得価格（評価額）は表3のとおり、半数近くが1,000万円未満であり、大半は2,000万円未満となっている。なお、1件あたり1億円以上の物品は全て美術館が所有する絵画である。
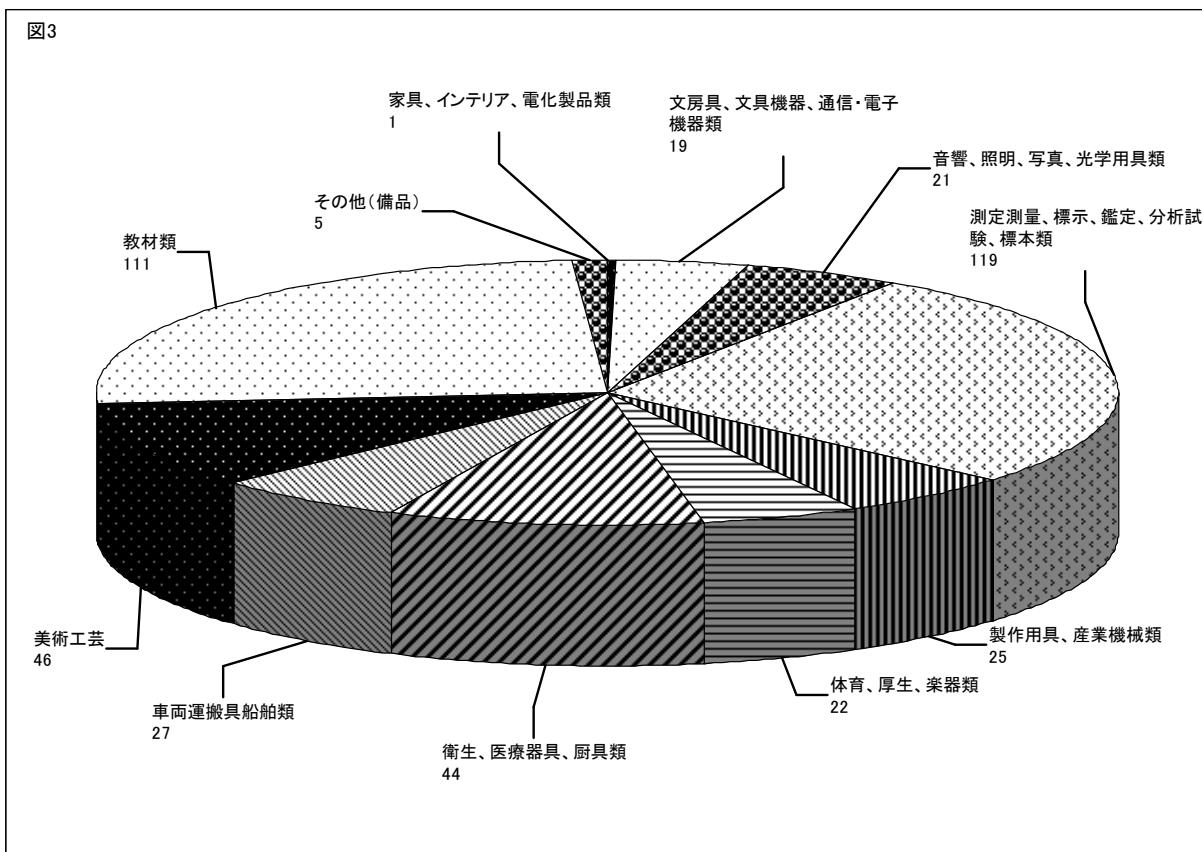
表3

部局	数量	取得価格（評価額）				
		500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 2,000万円未満	2,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上
防災対策部	19	4	5	10	0	0
戦略企画部	4	4	0	0	0	0
総務部	1	0	0	1	0	0
健康福祉部	44	26	14	4	0	0
環境生活部	70	9	25	14	14	8
地域連携部	12	8	3	1	0	0
農林水産部	50	31	16	3	0	0
雇用経済部	42	25	14	3	0	0
県土整備部	9	4	5	0	0	0
議会事務局	1	0	0	1	0	0
企業庁	10	3	5	2	0	0
病院事業庁	30	19	8	3	0	0
教育委員会	130	60	59	10	1	0
警察本部	18	8	3	5	2	0
合計	440	201	157	57	17	8

３　分類

三重県会計規則運用方針（別表 5）に基づく中分類により監査対象物品を分類すると図 3 のとおりとなっている。（三重県会計規則の適用対象外である企業庁、病院事業庁についても、便宜上、中分類により分類した。）

試験研究機関等で所有する「測定測量、標示、鑑定、分析試験、標本類」が 119 件で最も多く、次いで県立高等学校等で所有する「教材類」111 件の順となっている。

4　取得年度

監査対象物品の取得年度の状況は表 4 のとおりとなっている。

平成 19～23 年度に取得した 82 件のうち、平成 21 年度に取得したものが 36 件、平成 23 年度に取得したものが 20 件で、平成 21 年度については緊急経済対策で取得したものが多く含まれており、平成 23 年度については県立志摩病院の指定管理者制度移行に伴い更新したものが多く含まれている。（緊急経済対策等の特殊な要因による取得を除くと、直近 5 年間は各年度とも 10 件前後の取得となっている。）

また、取得後の年数が経過するほど、老朽化等により既に廃棄されているものが多いと考えられる。（各部局に対する事前調査の結果では、平成 23 年度中に廃棄された高額物品 46 件のうち、36 件は取得後 10 年～20 年以上経過したもので、5 年以上経過したものが 7 件、取得年月日が不明のものが 3 件となっている。表 4 において、取得後 10 年～20 年以上経過している物品数はそれぞれ監査時点での残存数であり、実際に取得した数はさらに多かったと考えられる。）

こうしたことから、厳しい財政状況の中、高額物品の取得についてもかなり減少してきていることがうかがえる。

表4

部局	数量	取得年度				
		平成3年度以前（20年以上経過）	平成4～8年度（15年以上経過）	平成9～13年度（10年以上経過）	平成14～18年度（5年以上経過）	平成19～23年度
防災対策部	19	2	8	1	4	4
戦略企画部	4	0	0	0	3	1
総務部	1	0	0	0	0	1
健康福祉部	44	1	5	19	11	8
環境生活部	70	15	17	26	8	4
地域連携部	12	0	2	6	3	1
農林水産部	50	11	12	15	6	6
雇用経済部	42	16	9	7	6	4
県土整備部	9	0	3	0	3	3
議会事務局	1	0	1	0	0	0
企業庁	10	0	0	2	4	4
病院事業庁	30	5	4	2	1	18
教育委員会	130	18	33	37	18	24
警察本部	18	0	2	7	5	4
合計	440	68	96	122	72	82

5　取得年度と平成23年度中の利用日数

美術工芸品（46件）を除いた監査対象物品（394件）について、取得年度と平成23年度中の利用日数の状況は表5のとおりとなっている。

取得後の年数が経過するほど、当然のことながら利用日数は減少していく傾向にあるが、特に取得から5年以上経過する頃からその傾向が如実にあらわれている。（取得後の年数が経過するほど、老朽化等により廃棄されているものが多いと考えられることをふまえると、さらにこの傾向は強いと思われる。）

これは5年経過する頃から、以下のような状況が発生することが考えられる。

・　耐用年数が比較的短い物品等については陳腐化や老朽化が始まり、また故障も発生するようになる。

・　試験研究はおおむね5年程度までで終了するものが多く、試験研究用の物品等で汎用性のないものが利用されなくなり始める。

なお、平成23年度に取得した物品で、利用日数が0日または20日未満のものは、いずれも取得時期が年度末であったため、利用日数が少なくなっているものである。

また、平成21年度に取得した物品で、利用日数が20日未満のものは、非常用の防災行政無線や年間の実習時間は限られているが電気主任技術者認定校には必須の実習用機器などである。

表5

		平成23年度中の利用日数												
		① 0日		② 20日未満		③ 50日未満		④ 100日未満		⑤ 100日以上		⑥ 不明		合計
取得年度	平成3年度以前 （20年以上経過）	29	53.7%	15	27.8%	9	16.7%	0	0.0%	1	1.9%	0	0.0%	54
	平成4～8年度 （15年以上経過）	35	42.7%	15	18.3%	11	13.4%	11	13.4%	10	12.2%	0	0.0%	82
	平成9～13年度 （10年以上経過）	34	30.1%	31	27.4%	23	20.4%	7	6.2%	18	15.9%	0	0.0%	113
	平成14～18年度 （5年以上経過）	16	24.6%	11	16.9%	10	15.4%	14	21.5%	14	21.5%	0	0.0%	65
	平成19年度	1	12.5%	0	0.0%	3	37.5%	0	0.0%	3	37.5%	1	12.5%	8
	平成20年度	0	0.0%	1	12.5%	2	25.0%	3	37.5%	2	25.0%	0	0.0%	8
	平成21年度	0	0.0%	9	25.7%	5	14.3%	11	31.4%	10	28.6%	0	0.0%	35
	平成22年度	0	0.0%	2	22.2%	2	22.2%	0	0.0%	5	55.6%	0	0.0%	9
	平成23年度	7	35.0%	6	30.0%	1	5.0%	0	0.0%	6	30.0%	0	0.0%	20
	合計	122		90		66		46		69		1		394

（参考）「監査対象物品」の一覧表

部局	機関名	番号	物品名	取得年月日	取得価格（評価額）
防災対策部	防災対策部（防災対策総務課）	1	可搬型衛星地球局装置（防災ヘリコプター管理事務所）	H08.03.27	7,004,000円
		2	衛星系可搬型防災行政無線装置（三重県庁）	H21.04.15	13,858,090円
		3	衛星系可搬型防災行政無線装置（中勢防災拠点）	H21.04.15	11,393,711円
	（災害対策課）	4	振動解析装置	H05.03.12	7,639,489円
		5	電源車	H05.03.18	7,400,000円
	（防災企画・地域支援課）	6	地震体験車	H08.03.28	44,290,000円
		7	三重県防災啓発車	H16.03.22	44,500,000円
	（防災対策総務課）	8	**三重県移動防災情報センター車**	H17.03.22	40,900,000円
	（防災企画・地域支援課）	9	**三重県防災啓発車**	H18.03.24	46,028,000円
		10	三重県防災啓発車	H19.03.15	44,392,885円
		11	三重県防災啓発車	H22.03.10	28,784,000円
	（災害対策課）	12	万能材料試験機	S54.02.23	7,998,000円
		13	**飲料水自動給水装置**	S62.03.11	12,000,000円
	消防学校	14	特殊用途自動車（救助工作車）	H05.10.13	28,881,200円
		15	**特殊用途自動車（高規格救急車）**	H06.11.22	21,372,500円
		16	**特殊用途自動車（水槽付消防ポンプ自動車）**	H08.01.08	23,690,000円
		17	特殊用途自動車（中型消防ポンプ自動車）	H08.03.27	15,553,000円
		18	特殊用途自動車（消防ポンプ自動車）	H09.11.07	17,745,000円
		19	特殊用途自動車（水槽付消防ポンプ自動車）	H24.03.21	35,700,000円
戦略企画部	戦略企画部（秘書課）	20	操作卓	H14.12.24	7,110,000円
		21	普通乗用自動車	H14.07.12	6,230,000円
	東京事務所	22	普通乗用自動車	H17.12.05	7,128,800円
		23	公用車	H24.03.14	5,174,009円
総務部	総務部（管財課）	24	大型シュレッダー（裁断、圧縮、固形システム等を含む）	H24.02.20	37,600,000円
健康福祉部	健康福祉部（障がい福祉課）	25	Ｘ線撮影装置	H08.03.31	9,735,000円
		26	**サイベックス**	H09.02.10	8,800,000円
		27	車椅子リフト付きバス	H22.03.17	23,959,970円
	子ども・家庭局（子どもの育ち推進課）	28	**顕微鏡（走査型電子顕微鏡一式）**	H13.03.30	11,300,000円
	鈴鹿保健福祉事務所	29	診断用Ｘ線高電圧発生装置	H11.03.19	7,927,500円
	津保健福祉事務所	30	リアルタイムＰＣＲ（環ポリメラーゼ定量遺伝子増幅）装置	H18.07.06	5,780,000円
		31	陰圧式エアーテント（大）	H19.03.30	10,137,500円
	松阪保健福祉事務所	32	**ミラーカメラ**	H11.03.19	9,480,450円
	尾鷲保健福祉事務所	33	高圧Ｘ線装置	H9年度	8,295,000円
	松阪食肉衛生検査所	34	高速液体クロマトグラフ	H18.10.16	6,450,000円
	草の実リハビリテーショセンター	35	**多軌道断層装置**	S53.03.31	11,380,000円
		36	**酸化エチレンガス滅菌装置**	H17.03.30	6,500,000円
		37	リフト付きマイクロバス	H15.08.06	6,380,000円
	小児心療センターあすなろ学園	38	全自動錠剤散薬分包機	H17.09.03	9,300,000円
	保健環境研究所	39	ガスクロマトグラフ質量分析装置	H15.01.15	13,802,000円
		40	顕微鏡（透過型電子顕微鏡）	H11.06.29	28,000,000円
		41	遠心機（超高速）	H11.06.29	12,980,000円
		42	ＤＮＡシーケンサー一式	H11.06.30	10,500,000円
		43	汎用全自動水銀分析装置	H11.06.30	5,400,000円
		44	集落計数検査システム	H11.06.22	5,850,000円
		45	ＩＣＰ質量分析計	H11.06.24	26,460,000円
		46	アミノ酸分析システム	H11.06.30	6,470,000円
		47	マニピュレーターシステム	H05.02.26	5,613,500円
		48	**高温高圧反応装置**	H11.07.01	18,616,500円
		49	**示差走査熱量計**	H11.06.24	9,502,500円
		50	**Ｘ線回折装置**	H11.07.01	18,778,846円
		51	重金属処理装置	H11.07.01	6,300,000円
		52	**高速溶媒抽出装置**	H11.06.24	5,775,000円
		53	ガスクロマトグラフ装置（ＦＩＤ，ＦＰＤ）	H07.01.27	8,755,000円
		54	大気試料導入装置付きガスクロマトグラフ質量分析計	H08.08.28	18,128,000円
		55	遺伝子発現定量装置（リアルタイムＰＣＲ）	H14.03.18	14,200,000円
		56	ガスクロマトグラフ・質量分析計	H15.07.22	6,600,000円

部局	機関名	番号	物品名	取得年月日	取得価格（評価額）
健康福祉部	保健環境研究所	57	発光・蛍光撮影分析システム	H15.07.22	6,600,000円
		58	冷凍用フリーザー付き凍結乾燥機	H15.07.22	6,600,000円
		59	キャピラリーガスクロマトグラフ	H15.07.22	6,600,000円
		60	溶出試験システム	H21.12.08	5,000,000円
		61	オートアナライザー	H21.12.04	27,400,000円
		62	揮発性有機化合物測定用 ガスクロマトグラフ質量分析装置	H21.12.04	8,500,000円
		63	**赤外顕微鏡付きフーリエ変換赤外分光光度計**	H23.03.18	13,500,000円
		64	加熱気化水銀測定システム	H23.03.24	6,000,000円
		65	ＧＣ／ＭＳ分析装置	H23.06.08	12,579,000円
		66	ガンマ線核種分析装置	H24.02.20	18,880,000円
		67	高圧蒸気滅菌器	H11.05.31	10,620,000円
		68	ＣＨＮコーダー	H11.06.24	7,854,000円
環境生活部	環境生活部 （交通安全・消費生活課）	69	運転適性検査器	H10.04.01	6,050,220円
	（文化振興課）	70	仮設能舞台	H10.04.01	47,895,000円
		71	視聴覚ＡＶシステム	H10.04.01	45,618,700円
		72	**ＬＥＤ表示装置**	H10.04.01	45,618,700円
		73	**舞台同時表示装置**	H10.04.01	12,978,000円
		74	会議用ＡＶシステム	H10.04.01	32,867,197円
		75	音響反射板	H10.04.01	7,828,000円
		76	ＡＶシステム	H06.07.28	50,500,000円
		77	ＬＥＤ表示装置	H10.04.01	40,685,000円
		78	ＬＥＤ表示装置	H06.08.30	50,985,000円
		79	茶道用具	H10.04.01	10,481,914円
		80	チェンバロ	H10.04.01	7,271,800円
		81	グランドピアノ	H10.04.01	13,699,000円
		82	グランドピアノ	H10.04.01	13,699,000円
		83	グランドピアノ	H10.04.01	8,034,000円
		84	グランドピアノ	H10.04.01	5,572,300円
		85	グランドピアノ	H10.04.01	8,034,000円
		86	グランドピアノ	H10.04.01	13,647,500円
		87	ピアノ	S63.11.09	13,500,000円
		88	パイプオルガン	H10.04.01	5,253,000円
	（新博物館整備推進ＰＴ）	89	卓上電子顕微鏡（操作用ＰＣ、試料台含む）	H24.02.13	5,090,000円
		90	蛍光Ｘ線分析装置	H24.02.17	6,268,000円
	図書館	91	**燻蒸装置**	H06.06.30	15,300,000円
	美術館	92	赤い帽子の少女	S56年度	55,000,000円
		93	麦二三寸	S55年度	60,000,000円
		94	裸婦（藤島武二作）	S56年度	60,000,000円
		95	裸婦（前田寛治作）	S56年度	60,000,000円
		96	満ちくる朝潮	S57年度	60,000,000円
		97	箱根	S55年度	68,000,000円
		98	サンタンヌ教会	S56年度	80,000,000円
		99	**青い服を着た若い女**	S63年度	80,000,000円
		100	**ラ・ロシュブロンドの村（夕暮れの印象）**	S61年度	100,000,000円
		101	**枝**	S55年度	500,000,000円
		102	煙火	H7年度	45,000,000円
		103	村山槐多・関根正二等一括資料 （水彩画、素描、詩歌等）	H4年度	50,000,000円
		104	霧島	H11年度	55,000,000円
		105	沼の落日	H5年度	70,000,000円
		106	塞翁飼馬・簫史吹簫図屏風	H9年度	80,000,000円
		107	アルベルト・フォラステールの肖像	H7年度	150,000,000円
		108	大王岬に打ち寄せる怒濤	H9年度	157,500,000円
		109	**パッラーディオのタリア柱廊**	H8年度	250,000,000円
		110	**ロマの女**	H3年度	270,000,000円
		111	**アレクサンドリアの聖カタリナ**	H3年度	425,000,000円
		112	老人像	H13年度	14,000,000円
		113	坐る	H14年度	15,000,000円
		114	道東の四季・秋	H14年度	15,000,000円
		115	六月の風景	H16年度	15,000,000円
		116	山村	H17年度	15,000,000円
		117	Miserere XIV	H21年度	15,000,000円
		118	駅の裏	H18年度	23,600,000円

部局	機関名	番号	物品名	取得年月日	取得価格(評価額)
環境生活部	美術館	119	巨椋の池	H12年度	27,000,000円
		120	李白酔臥図屏風	H16年度	40,000,000円
		121	橋から見たアルジャントゥイユの泊地	H15年度	200,000,000円
	博物館	122	デジタルコミュニティズ実験事業にかかるシステム一式	H15.07.11	13,434,760円
		123	伊賀の湿地ジオラマ	H8年度	14,850,540円
		124	ヒパクロサウルス化石	H06.11.10	20,600,000円
		125	大山田村足跡化石	H06.09.16	23,000,000円
		126	ナウマンゾウ全身骨格標本	H8年度	10,403,000円
		127	コウガゾウ全身骨格標本	H9年度	12,337,500円
		128	モササウルス	H9年度	12,600,000円
		129	東海道分間絵図	H09.03.12	10,300,000円
		130	伊藤又五郎家文書(182)	H08.01.18	12,900,000円
		131	上野陶磁資料館館蔵資料の内　常滑焼関係資料一式(435件　471点)	H09.03.18	20,828,671円
		132	上野陶磁資料館館蔵資料の内　常滑・伊賀信楽焼関係資料一式(636件　66件)	H10.01.14	28,996,997円
		133	上野陶磁資料館館蔵資料の内　萬古焼関係資料(745件　979点)	H07.09.28	34,000,000円
	斎宮歴史博物館	134	伊勢物語図屏風	H02.03.30	18,025,000円
		135	伊勢物語図屏風右一隻	H02.10.01	18,025,000円
		136	住吉具慶筆三十六歌仙画帖	H04.12.25	18,540,000円
		137	伊勢物語絵巻３巻	H09.08.20	10,290,000円
		138	資経本斎宮女御集	H20.03.26	15,000,000円
地域連携部	地域連携部(水資源・地域プロジェクト課)	139	電光文字表示装置	H10.04.01	11,112,990円
		140	移動式バスケット台	H10.04.01	5,103,000円
		141	移動式バスケット台	H10.04.01	5,103,000円
	スポーツ推進局(スポーツ推進課)	142	屋内プール棟会議室視聴覚設備	H09.03.31	8,360,000円
		143	屋内プール棟トレーニング室トレーニング機器類	H09.03.31	11,380,000円
		144	トレーニング器具(フィットグラム)	H09.04.01	6,663,070円
		145	写真判定装置	H09.04.01	45,835,000円
		146	フィールド電光掲示盤	H09.04.01	7,910,000円
		147	バスケット台	H15.05.20	6,800,000円
		148	移動式バスケット台１ＢＢ205	H19.03.20	5,500,000円
	南部地域活性化局(東紀州振興課)	149	映像表示システム	H19.01.12	15,200,000円
		150	民話・伝承映像	H19.04.01	6,048,000円
農林水産部	農林水産部(農畜産課)	151	放射性物質測定装置	H23.09.28	8,122,500円
	(水産資源課)	152	水槽底掃除機	H13.02.07	6,250,000円
		153	水槽底掃除機	H13.02.07	6,250,000円
	(農畜産課)	154	たい肥成型機械	H13.04.01	5,964,000円
	北勢家畜保健衛生所	155	無煙無臭焼却炉ＮＳ－24	H11.02.25	15,214,500円
	中央家畜保健衛生所	156	実験台、流し台一式	H10.03.27	16,839,900円
		157	高速液体クロマトグラフィー	H01.03.10	5,300,000円
		158	遺伝子増幅装置(リアルタイムＰＣＲ)	H18.03.30	5,700,000円
		159	検査機器「密閉式自動固定包埋装置」	H22.01.14	5,185,000円
		160	無煙無臭焼却炉	H10.01.20	11,329,500円
	南勢家畜保健衛生所	161	無煙無臭焼却炉	H11.01.21	13,256,250円
	農業研究所	162	人工気象室	H05.03.31	22,248,000円
		163	ＤＮＡ塩基配列解析装置	H06.03.10	21,166,500円
		164	電子顕微鏡	S61.02.20	16,880,000円
		165	食味計	H03.11.01	15,707,500円
		166	オートアナライザー	H13.10.10	13,956,500円
		167	ＩＣＰ発光分光分析装置	H17.03.31	10,610,000円
		168	人工気象室	H05.03.31	10,197,000円
		169	アイソトープ入退管理システム	H07.03.20	9,960,100円
		170	顕微鏡画像解析装置	H05.03.31	9,785,000円
		171	原子吸光光度計	H09.09.25	9,270,000円
		172	屋外型人工気象室	H13.03.30	8,400,000円
		173	ガスクロマトグラフ	H05.11.30	7,997,435円
		174	液体クロマトグラフ	H19.06.07	7,361,550円
		175	分離用超遠心機	S61.02.20	6,350,000円
		176	光合成蒸散測定装置	H05.11.30	5,071,514円
		177	スピードスプレーヤ	H16.02.25	5,000,000円
		178	液体クロマトグラフ	S54.03.28	5,000,000円
	畜産研究所	179	近赤外自動分析装置	H01.12.28	12,978,000円

部局	機関名	番号	物品名	取得年月日	取得価格（評価額）
農林水産部	畜産研究所	180	キャピラリー電気泳動装置	H18.02.20	5,800,000円
		181	近赤外線分光分析計	H18.03.30	7,500,000円
		182	自動タンパク質／窒素測定装置（燃焼式）	H21.03.31	6,800,000円
		183	液相固相併用脱臭装置	H04.02.15	13,390,000円
		184	パワーショベル（ショベルローダー）	S51.12.20	5,520,000円
		185	複合型堆肥散布機	H15.02.01	5,000,000円
	林業研究所	186	恒温恒湿室	H04.01.20	7,467,500円
		187	薬剤注入缶	H06.01.31	7,725,000円
		188	家具強度試験機	H13.04.02	10,600,000円
		189	ＡＥ計測装置	H13.04.02	12,500,000円
		190	フーリエ変換赤外分光装置	H13.04.02	15,748,700円
		191	高周波・蒸気複合乾燥機	H22.01.14	26,500,000円
		192	インストロン型万能試験機	H22.02.19	7,889,000円
		193	円のこぎり盤（製材機）	H03.10.30	7,032,840円
		194	コールドプレス	H05.09.27	9,939,500円
		195	フィンガージョインター	H06.01.12	6,897,910円
	水産研究所	196	顕微鏡	S60.12.27	9,500,000円
		197	水中テレビ	H13.04.01	6,948,000円
		198	精密循環濾過システム	H05.03.26	16,000,000円
		199	海苔培養装置	H05.02.15	10,624,295円
	農業大学校	200	コンポスト	H11.09.24	8,473,200円
雇用経済部	観光・国際局（観光政策課）	201	バスケット台	H10.04.01	7,425,270円
		202	体操用ゆか	H24.03.29	9,950,000円
	工業研究所	203	モーダル解析装置	H02.03.19	14,832,000円
		204	誘電率測定装置	H04.03.16	15,095,680円
		205	プレス付真空熱処理装置	H04.03.16	9,496,600円
		206	自動精密位置決め搬送装置 及び表面欠陥形状検出装置	H04.03.20	16,678,000円
		207	恒温試験装置	H04.12.22	7,086,400円
		208	摩擦摩耗試験機	H04.12.22	7,004,000円
		209	移動動作解析システム	H05.01.11	5,846,537円
		210	レーザー測長機	H05.01.22	9,785,000円
		211	表面欠陥形状検出評価装置 及び自動精密位置決め搬送装置	H05.03.19	19,158,000円
		212	一方向凝固装置	H06.02.28	16,274,000円
		213	超微細放電加工機	H11.03.01	19,330,500円
		214	高温界面張力測定装置	H11.12.24	21,525,000円
		215	原子間力顕微鏡（ＡＦＭ）	H12.12.22	8,925,000円
		216	フィルムスキャナー	H13.01.29	6,798,000円
		217	サーモトレーサ	S63.03.30	8,000,000円
		218	３自由度微細作業ステージ	H15.03.14	5,200,000円
		219	超音波金属接合装置	H15.09.08	5,300,000円
		220	燃料電池シミュレーションシステム一式	H16.02.18	7,275,000円
		221	造粒装置	H15.03.17	5,600,000円
		222	単セルプログラム型運転装置	H17.11.16	5,235,000円
		223	測定受信機	H23.03.23	7,968,900円
		224	ジク中グリ盤	S52.11.28	8,500,000円
		225	精密万能材料試験機	S53.12.03	14,800,000円
		226	高温顕微硬さ計	S54.12.15	11,000,000円
		227	炭素硫黄同時分析装置	S59.11.14	13,600,000円
		228	Ｘ線応力測定装置一式	S59.11.30	13,950,000円
		229	スペクトラムアナライザー	S59.12.28	6,800,000円
		230	電気油圧式疲労試験機	S60.12.25	18,200,000円
		231	試験片作製装置	S61.01.31	6,500,000円
		232	高温鋳物砂試験機	S61.02.15	5,750,000円
	津高等技術学校	233	教材用普通乗用自動車	H12.04.01	5,768,000円
		234	三次元測定機	H04.01.30	6,798,000円
		235	シャーシダイナモメータ	H09.03.28	25,492,500円
		236	エンジンダイナモメータ	H04.01.10	11,000,400円
		237	ネットワークシステム	H06.03.30	14,626,000円
		238	教育用ロボット	H09.09.26	5,670,000円
		239	材料試験機	H05.09.17	14,317,000円
		240	ベンチ式フレーム修正機 （コンピュータ計測装置付き）	H18.06.28	9,300,000円
		241	マシニングセンタ	H19.12.03	23,400,000円
		242	ホイールアライメントシステム	H20.01.16	5,690,000円

部局	機関名	番号	物品名	取得年月日	取得価格（評価額）
県土整備部	北勢流域下水道事務所	243	透過型ノマルスキー式微分干渉顕微鏡	H07. 11. 30	5, 026, 400円
		244	**原子吸光光度計**	H18. 03. 28	10, 000, 000円
		245	全窒素全りん自動分析装置（付属品含む）	H21. 03. 31	13, 300, 000円
	中勢流域下水道事務所	246	**原子吸光光度計**	H20. 02. 19	10, 400, 000円
		247	イオンクロマトグラフ	H19. 12. 19	10, 770, 000円
		248	ガスクロマトグラフ	H21. 10. 16	5, 253, 000円
		249	ガスクロマトグラフ質量分析器	H21. 10. 16	15, 110, 100円
	伊勢建設事務所	250	原子吸光光度計	H18. 03. 24	8, 970, 000円
		251	微量全窒素分析装置	H18. 03. 24	6, 688, 640円
議会事務局	議会事務局（総務課）	252	議会バス	H05. 06. 10	24, 720, 000円
企業庁	北勢水道事務所	253	水質検査器具連続流れ分析計	H16. 3	11, 500, 000円
		254	シアン分析計	H22. 3	6, 266, 667円
		255	**誘導結合プラズマ質量分析装置**	H14. 11	25, 200, 000円
	中勢水道事務所	256	水質検査器具高速液体 クロマトグラフ質量分析計用質量分析装計	H16. 3	26, 000, 000円
		257	**パージ＆トラップ ガスクロマトグラフ質量分析計**	H10. 3	18, 000, 000円
		258	ＶＯＣ用ＧＣ－ＭＳ	H10. 3	19, 732, 000円
		259	ＩＣＰ－ＭＳ	H21. 2	19, 280, 000円
	南勢水道事務所	260	**ヘッドスペースー ガスクロマトグラフ質量分析計**	H15. 3	10, 800, 000円
		261	臭素酸分析計	H22. 3	6, 266, 666円
		262	自動固相抽出装置	H21. 1	5, 750, 000円
病院事業庁	一志病院	263	ＣＲシステム	H23. 09. 28	19, 950, 000円
		264	コンタクトレーザー	H05. 03. 01	8, 840, 000円
		265	移動型外科用Ｘ線装置	H08. 11. 01	8, 800, 000円
		266	**超音波ガストロビデオスコープ**	H14. 12. 05	8, 140, 000円
		267	超音波診断装置	H08. 10. 01	6, 800, 000円
		268	処方入力システム（ソフトウエア）	H22. 06. 30	6, 570, 000円
		269	**ストレステストシステム**	H07. 09. 01	5, 600, 000円
		270	**関節鏡システム**	H10. 02. 01	5, 600, 000円
		271	ポータブル超音波診断装置	H23. 03. 30	5, 280, 000円
	志摩病院	272	フィルムレス化に伴う高精細モニター及び端末	H24. 03. 29	21, 770, 000円
		273	腹腔鏡ビデオシステム	H24. 03. 28	20, 892, 000円
		274	遠隔画像診断システム	H10. 03. 01	17, 720, 000円
		275	レーザーメス	H03. 06. 01	17, 000, 000円
		276	手術用無影灯・シーリングペンダント （５号手術室）	H19. 08. 31	11, 900, 000円
		277	透析用監視装置	H24. 03. 25	11, 490, 000円
		278	バーチャルスライドシステム	H24. 03. 29	10, 800, 000円
		279	整形手術顕微鏡	S63. 03. 01	8, 940, 000円
		280	超音波診断装置	H24. 03. 30	7, 619, 000円
		281	アンギオ用フィルムチェンジャー	H01. 02. 01	7, 000, 000円
		282	ポリグラフシステム及び心臓電気刺激装置	H24. 03. 28	6, 619, 048円
		283	血管造影剤注入装置	S59. 03. 01	5, 500, 000円
		284	逆浸透法精製水製造装置	H24. 03. 25	5, 010, 000円
	こころの医療センター	285	マルチスライスＣＴスキャナ	H22. 02. 26	38, 000, 000円
		286	生化学自動分析装置	H23. 03. 25	16, 800, 000円
		287	全自動錠剤分包機	H23. 09. 19	10, 540, 000円
		288	血球分析装置	H23. 06. 15	9, 800, 000円
		289	デジタル超音波画像診断装置	H20. 08. 11	9, 100, 000円
		290	Ｘ線発生装置システム	H23. 03. 28	5, 440, 000円
		291	医用テレメータ	H22. 03. 29	5, 271, 429円
		292	超音波診断装置	H01. 05. 01	5, 000, 000円
教育委員会	教育委員会（事務局研修企画・支援課）	293	プラネタリウム	S52. 04. 01	10, 000, 000円
	（事務局研修指導課）	294	走査型電子顕微鏡	H02. 07. 31	7, 797, 100円
	桑名工業高等学校	295	蒸気原動機実験装置	H12. 03. 27	14, 490, 000円
		296	内燃機関性能試験装置	S58. 12. 05	6, 800, 000円
		297	電気機器制御実習装置	H08. 03. 25	5, 300, 000円
		298	排水処理装置	S53. 01. 10	6, 540, 000円
		299	**電子顕微鏡**	S63. 03. 14	5, 700, 000円
		300	**原子吸光分析装置**	H04. 03. 05	6, 033, 150円

部局	機関名	番号	物品名	取得年月日	取得価格（評価額）
教育委員会	桑名工業高等学校	301	**高電圧試験装置**	H21.12.21	11,400,000円
		302	廃プラ混合溶融再生システム　射出成形機	H22.03.23	12,800,000円
		303	シャーリングマシン	H22.03.24	5,500,000円
		304	ワイヤ放電加工機	H22.03.29	7,200,000円
	いなべ総合学園高等学校	305	総合実践システム	H14.03.28	15,980,000円
		306	メディア演習システム	H14.03.28	11,500,000円
		307	体育館放送システム	H13.03.30	6,436,503円
		308	舞台照明機器	H13.10.22	8,826,000円
		309	旋盤	H13.03.30	8,500,000円
		310	クライミングウォール一式	H13.10.20	17,167,500円
		311	環境実習設備システム	H15.03.21	17,440,000円
	四日市高等学校	312	ドラフトチャンバー	H16.09.15	10,447,500円
	四日市農芸高等学校	313	万能材料試験機	H05.01.28	8,200,400円
		314	総合気象観測装置	H04.03.31	5,459,000円
	四日市工業高等学校	315	数値制御工作機械	H22.03.31	9,000,000円
		316	万能材料試験機	H15.03.27	12,430,000円
		317	**内燃機関性能総合試験装置**	H15.03.31	17,950,000円
		318	内燃機関性能試験装置	H22.03.31	5,800,000円
		319	**電力実験装置**	H22.03.31	10,330,000円
		320	**熱膨張計**	H03.03.19	5,100,000円
		321	シャーシアナライザー	S57.08.26	6,650,000円
		322	培養分析実習装置	H08.01.31	8,301,800円
		323	ＮＣ旋盤	H11.03.31	5,670,000円
	四日市中央工業高等学校	324	**油圧式（500ＫＮ）万能試験機及び付属設備**	H22.01.14	5,290,000円
		325	数値制御工作機械（マシニングセンタ）及び付属品	H22.02.25	21,000,000円
		326	双腕（多軸制御）ロボット	H22.02.26	7,930,000円
		327	**ジグボーラ**	H10.01.26	5,072,925円
		328	電子万能試験機	H10.03.09	19,799,850円
		329	赤外線放射温度計システム	H10.03.09	9,380,700円
		330	測量用ＧＰＳ受信機システム	H10.01.23	6,300,000円
		331	配管用測量システム	H11.03.19	14,490,000円
		332	**培養分析装置**	H06.03.30	5,870,000円
		333	廃プラスチック混合溶融システム	H14.03.20	24,900,000円
	四日市商業高等学校	334	語学演習装置一式	H10.03.30	14,899,500円
		335	コンピュータネットワーク（ＬＡＮシステム）一式	H15.03.31	14,910,000円
		336	第２情報室情報機器システム	H22.03.31	6,300,000円
	神戸高等学校	337	調理実習特別装置	H08.03.29	10,990,000円
	亀山高等学校	338	**パソコン等一式**	H18.03.30	14,250,000円
		339	マルチメディアシステム	H16.03.31	21,384,800円
	朝明高等学校	340	入浴実習システム	H10.11.30	11,917,500円
	津工業高等学校	341	ＮＣ付立フライス盤一式	H21.03.06	12,350,000円
		342	水理実験装置	H08.01.31	10,952,000円
		343	自動設計製図装置	H07.03.24	20,000,000円
		344	**歯切盤**	S61.02.04	5,070,000円
		345	自動制御実習装置	H05.03.24	15,000,000円
		346	**ＥＷＳシステム**	H11.03.10	25,809,000円
		347	自動設計製図装置一式	H21.10.01	20,000,000円
		348	**高電圧試験実習装置**	H23.04.01	11,844,000円
	津商業高等学校	349	電子計算組織	H11.03.16	12,000,000円
	みえ夢学園高等学校	350	**機械木工実習装置**	H11.03.30	13,072,500円
		351	昇降浴槽装置	H10.03.09	5,649,000円
		352	**ノンリニア編集機**	H10.03.30	6,510,000円
	久居農林高等学校	353	バイオ実習システム・特別装備	H10.03.27	15,540,000円
		354	動物飼育実験システム・特別装置	H10.03.27	24,060,000円
		355	**自動制御実習装置（ＮＣ旋盤）**	H05.03.15	11,845,000円
		356	**精密平面研削盤**	S58.02.18	5,850,000円
		357	ボイラー（小型貫流ボイラー）	S62.03.31	5,500,000円
		358	数値制御工作機	H05.11.18	16,274,000円
		359	万能材料試験機一式（動力計・載荷装置）	H07.03.28	10,300,000円
		360	自動設計製図装置（ＯＡプロッタ）	H05.11.15	19,776,000円
		361	**土の自動三軸圧縮試験機（ハイマルチ）４連型**	H11.03.31	13,230,000円
	松阪高等学校	362	調理実習装置	H08.03.25	11,536,000円
	松阪工業高等学校	363	性能試験実習装置	H05.11.09	23,690,000円
		364	**数値制御旋盤**	S52.03.31	9,198,000円

部局	機関名	番号	物品名	取得年月日	取得価格（評価額）
教育委員会	松阪工業高等学校	365	デザイン処理用コンピュータ	H04.01.10	11,144,600円
		366	６尺汎用旋盤	H21.12.22	5,290,000円
		367	汎用フライス盤	H21.12.22	5,950,000円
		368	イオンクロマトグラフ分析装置	H21.12.21	6,120,000円
	松阪商業高等学校	369	コンピュータシステム	H16.03.31	14,250,000円
		370	語学演習装置	H06.02.28	15,656,000円
	飯南高等学校	371	気象観測システム	H12.03.29	11,019,750円
	相可高等学校	372	万能材料試験機	S61.01.10	8,490,000円
		373	組織培養装置一式	H07.03.31	17,304,000円
	昴学園高等学校	374	昇降浴槽	H07.11.02	5,695,900円
		375	気象観測システム	H08.03.29	5,751,520円
		376	万能材料試験機	S53.03.31	7,950,000円
		377	調理実習装置一式	H11.03.31	11,550,000円
	宇治山田高等学校	378	ＬＬシステム	H08.08.28	8,961,000円
	伊勢高等学校	379	調理実習装置	H13.03.30	9,240,000円
	伊勢工業高等学校	380	高電圧試験実習装置	H21.03.06	11,103,000円
		381	自動数値制御装置（ＣＮＣ施盤）	H05.11.10	12,772,000円
		382	数値制御工作機	S57.02.27	10,998,000円
		383	水力実験装置	H09.03.28	6,670,280円
		384	万能材料試験機（一式）	H09.03.28	10,417,420円
		385	内燃機関性能総合試験装置	H15.03.31	15,500,000円
		386	レーザー加工実習システム	H21.12.18	5,180,000円
		387	万能材料試験機	H22.03.19	10,900,000円
	宇治山田商業高等学校	388	パソコンＬＬネットワークシステム（語学演習装置）	H17.03.31	11,500,000円
		389	コンピュータシステム	H18.03.31	12,980,000円
	伊勢まなび高等学校	390	平面研削盤	H17.03.31	5,620,000円
		391	数値制御工作	H05.11.26	16,000,000円
	明野高等学校	392	巻締機	H06.03.28	6,283,000円
	鳥羽高等学校	393	語学演習機一式	H07.03.24	8,961,000円
		394	コンピュータシステム	H19.03.19	19,500,000円
	志摩高等学校	395	ＬＬ教室設備備品（40人分）	H13.03.02	11,991,000円
	水産高等学校	396	Ｃ型船（Ｋ２）	H09.03.31	6,128,500円
		397	ＡＲＰＡレーダシミュレータ	H12.03.24	6,090,000円
		398	ＡＲＰＡレーダシミュレータ	H12.03.24	53,550,000円
		399	蒸気原動機実験装置	H04.03.17	7,910,400円
		400	高温高圧レトルト殺菌装置	H09.03.28	10,063,100円
		401	ＧＭＤＳＳ装置	H14.05.29	10,955,100円
		402	舶用ディーゼル機関性能実験装置	H14.05.29	23,891,700円
	上野高等学校	403	ＬＬ教室装置備品一式	H11.03.15	8,977,500円
	名張高等学校	404	語学演習機器一式（Ｅ３：ＣＡＬＬシステム）	H16.02.27	7,737,000円
		405	調理実習システム	H11.03.31	17,745,000円
	あけぼの学園高等学校	406	製パン実習システム	H10.11.02	24,112,200円
		407	マルチメディア実習システム	H10.12.15	10,342,500円
	伊賀白鳳高等学校	408	自動直角二面かんな盤	H21.12.04	5,250,000円
		409	縦型汎用フライス盤	H21.12.25	5,350,000円
		410	特殊浴槽一式	H10.03.24	5,880,000円
		411	ＣＮＣ旋盤（マルチプレクサ）	H09.03.15	6,033,460円
		412	万能引張試験機	H09.03.14	11,546,300円
		413	操作入力フライス盤	H14.04.01	7,950,125円
		414	高電圧試験実習装置	H20.09.11	10,680,000円
		415	マシニングセンタ	H22.01.12	14,730,000円
	尾鷲高等学校	416	教育用パソコン	H16.01.07	13,090,000円
		417	マシニングセンタ	H06.03.25	15,697,200円
		418	フライス盤	H12.03.31	5,470,500円
		419	高電圧実験装置システム	H09.03.19	11,824,400円
	木本高等学校	420	120型透過式スクリーン	H07.10.30	6,077,000円
		421	ゆか	H10.04.01	9,398,750円
	盲学校	422	大型乗用自動車	H04.08.31	9,218,500円
警察本部	警察本部（警務部会計課）	423	多目的車両検索システム	H19.02.28	20,200,000円
		424	免許台帳ファイリング県間通信装置	H19.02.26	8,900,000円
		425	キャンペンカープレゼンテーションシステム	H12.03.24	6,804,000円
		426	二輪車運転シミュレータ原付併用タイプ	H10.09.14	13,513,500円
		427	速度違反自動取締装置	H13.03.30	28,325,000円
		428	速度違反自動取締装置	H13.03.30	27,405,000円
		429	けん引車（被けん引車含）（免許技能試験車）	H07.04.01	7,287,250円

部局	機関名	番号	物品名	取得年月日	取得価格（評価額）
警察本部	警察本部（警務部会計課）	430	大型特殊自動車（免許技能試験車）	H07.04.01	6,746,500円
		431	**普通貨物自動車投光車**	H11.08.06	7,232,400円
		432	高速道路用多目的事故処理車	H17.03.24	5,800,000円
		433	自走式航空機用電源車	H19.12.06	7,850,000円
		434	**新型交通鑑識用投光装置用車両**	H22.11.05	10,380,000円
		435	集合教育用四輪運転シミュレータ装置	H22.02.17	59,900,000円
		436	ヘリコプターテレビシステム機上設備	H23.02.10	86,000,000円
	四日市北警察署	437	速度違反自動取締装置	H13.03.30	27,300,000円
	津警察署	438	交通事故捜査実況見分作成装置	H18.03.29	5,200,000円
	津南警察署	439	防災無線用自動発動発電装置（久居庁舎）	H18.04.01	10,048,722円
	伊勢警察署	440	速度違反自動取締装置	H13.03.30	27,295,000円

※　ゴシック体で記述した物品が実地調査対象

平成 24 年度行政監査

「高額物品の管理および活用について」

結果報告書

平成 25 年 2 月　発行

三重県監査委員事務局

〒 514-0004 津市栄町 1 丁目 954 番地

TEL 059-224-2924

FAX 059-224-2220

http://www.pref.mie.lg.jp/KANSAI/HP/

E-mail:kansai@pref.mie.jp